

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部＞

開催日時 平成31年3月6日（水） 10:02～15:19

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

安井 宏一 委員長

松尾 勇臣 副委員長

亀田 忠彦 委員

川口 延良 委員

井岡 正徳 委員

藤野 良次 委員

岡 史朗 委員

西川 均 委員

清水 勉 委員

宮本 次郎 委員

山本 進章 委員

小泉 米造 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

末光 総務部長

上田 危機管理監

中川 産業・雇用振興部長

山本 農林部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○安井委員長 ただいまから予算審査特別委員会を開催いたします。

本日の出席の状況ですけれども、小泉委員が少しおくれるという連絡をいただいておりますので、ご了承ください。

初めに、傍聴についてですが、当委員会は本日より5日間開催されますけれども、傍聴の申し入れがあった場合は、20名を限度として入室していただきますので、ご了承ください。

本日、1名の方から傍聴の申し出がありますので、入室していただきます。

次に、本日、平成31年度当初予算案、平成30年度2月補正予算案、新規事業の内容ほか2件の資料をお手元に配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて質疑等があれば、ご発言ください。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑に対しまして明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願いいたします。

それでは、発言のほうよろしく願いいたしまして、審査に入ります。委員の方からご発言をいただければ、いかがでしょうか。

○山本委員 最初に質問ではないのですが、一般質問でさせていただきました榎原総合庁舎への本庁組織の一部移転や、それから県庁移転について、最終の知事には総括審査でさせていただきたい旨をここで言っておいたらよろしいのですよね。

○安井委員長 はい、ここで。

○山本委員 それはよろしく願いいたします。

質問は、もう1点だけです。あまり予算とは関係ないのですが、きょうは農林部の審査があり、新聞で見ただけなのなのですが、企業力をプレゼンするビジコン奈良2019決勝大会ということで、史上初の純県産ワインの製造をした、木谷さんが知事賞ということです。木谷さんという人は全く知りません。知らないのですが、そのワインについて少し興味があったものですからお聞きします。奈良県のワインの製造は新聞記事によると行われていないのではないかと思うのですが、史上初の純県産ワインの製造ということなので、ビジコンの中身、木谷さんのこと、それから純県産のワインの製造の状況などを聞かせていただけますか。

○古川農林部次長（農政・農村振興担当） まず、国内のワインの状況を言いますと、国内のワインの消費量はかなりふえており、それに伴って生産量もふえております。具体的には、ワインの醸造所が平成29年度には新設で20カ所できまして、全国で今303カ

所あります。ただ残念ながら、山本委員が今おっしゃったように、奈良県は県内に一つもないという状況です。県内に一つもないのは2県あり、奈良県と佐賀県です。原料となるブドウ生産ですけれども、本県のブドウ生産は以前から天理市をはじめ、平群町、河合町、明日香村、下市町などで、生食用を中心に約73ヘクタール、量にしますと800トンぐらい生産されております。これは生食用ですけれども、ワイン用品種については、近年になりワイン製造に興味を持つ一部のブドウ生産者等が試験的な栽培を開始しております。こういった地元産のワインを、地元の食材と一緒に供給することは地域活性化につながるということで、県としても推進していきたいと考えております。

実際に、今県内でもワイン製造醸造技術を習得して、ブドウ栽培を始めた新規参入者やブドウ生産者、あるいは地元自治体の間で県内初のワイナリー設置に向けた機運は上昇しております。県としても、先ほど山本委員からご紹介がありましたビジコンで最優秀賞を受賞した木谷氏のようなやる気のある方の事業化が円滑に進むよう、取得可能な用地情報の提供やブドウ栽培及び醸造に係る技術的な支援、あるいはワイナリー設置に必要な資金確保に対する助言など積極的に行って、県産ワインを新設していきたいと考えております。以上です。

○山本委員 県として力を入れていくということで、具体的にどのようにされるのかと思うのですが、聞くところによりますと、ブドウの生産、ワインづくりに関して、大阪府柏原市のカタシモワイナリーとおつき合いをされて、ご教授を願っておられるということですね。たまたまカタシモワイナリーは、私の近畿大学の先輩でもありまして、そこへ見学に行ったり、社長とお会いしたりするのですけれども、県とのかかわりはあるのでしょうか。というのは、近畿大学は農林部と結構つき合いをして、新規事業にかかわっておられたり、最近ではテレビで、きのう見たのですけれども、近畿大学と奈良の理髪店とが共同して加齢臭を取り除くシャンプーなどを開発したという宣伝をしています。近畿大学とそういうおつき合いが奈良県もあるわけですから、このワインづくりに関しても、木谷さんとカタシモワイナリーのはしご役というか、そういうものも含めて今後どのような、最後におっしゃられた応援をしていくということですが、具体的に何かあれば教えていただきたい。

○古川農林部次長（農政・農村振興担当） 実際にワイナリーをつくるに当たっては、ワイナリー設置・運営に係る計画策定や国庫補助金確保への助言をしていきたいと考えておりますし、奈良県に適したワイン用ブドウ品種に関する研究や栽培技術の指導、山本委員

がおっしゃった近畿大学といろいろな醸造試験などをやりながら進めていきたいと思っています。

そのほかには、原料となるブドウをつくる場所が必要ですので、ブドウ園地や事業用地の情報提供やあっせんについても取り組んでまいりたいと思っております。

○山本委員 ワイン製造やワイナリーということで、アスカワインという名前はあるのです。明日香村のブドウを使っておられるのか、ネットで見たら大阪府羽曳野市に飛鳥ワインとか、それは飛ぶ鳥のワインで、明日香のワインとか出ているのですけれども、実際は明日香村でつくっているわけではないと思うのです。イチゴでいえばアスカルビーがあるわけですが、それこそ明日香村は巨峰などの生産地でもあり、ブドウ狩りなども結構にぎわいます。ワインのブドウが生産できるのかどうかわかりませんが、ほかへ行けばよくワイナリーの観光客が訪れる受け皿というか、道の駅にもそういうところがありますし、そういうワイナリーを要望というか、希望なのですけれども、明日香村で今後考えていただければ、本当に中南和の発展にも、南部・東部地域の振興にもつながります。多くは語りませんので、1発目の簡単な質問ですから、最後にこのワインについては山本農林部長が大変意気込みを持っておられるようにこの質問前には感じましたので、その意気込みを聞かせていただいて、終わりたいと思います。

○山本農林部長 意気込みといっちはなんですが、産業・雇用振興部の応援も得まして、資金の貸し付け等をお願いしようと思っております。それから、県農林部の職員がそういう若手の農業者を応援しようということで、木谷君には売れ残ったら農林部へ持ってこいと、県庁の職員が自分の小遣いで買うからということをやっております、ぜひ皆様もご希望でしたら、注文をとりに行かせていただきます。よろしくお願いします。

○山本委員 最後に山本農林部長の話を聞かせていただきました。山本農林部長、少し声が出にくそうですけれども、早くワインをつくって、自分がワインを飲んで、病気も吹っ飛ばして、これからも元気でいてください。終わります。

○安井委員長 山本委員、先ほど県庁の移転等については総括審査で質問するということがよろしいか。

○山本委員 はい。

○安井委員長 それではよろしく。

○清水委員 通告しているものも、通告していないものもありますので、順次ご答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1点目は、今回代表質問をさせていただきました。そのときに質問項目ではなかったのですが、前振りで触れましたので、恐らくご用意はしていただいていると思います。今回の当初予算を見てみますと、昨年度と同様の非常に大きい予算枠が組まれている、私の体形になぞらえて非常にふっくらとした、やさしめの予算ということでお話をさせていただきましたけれども、今回これをご用意していただいております。私の理解ですけれども、通常、骨格予算を組まれる場合、継続費、あるいは債務負担行為であったり、予算として確立しているものを、恐らく計上されるのだと思うのですが、これだけ多くの新規事業が今回計上をされております。この予算を作成するに当たって、なぜ新規事業を多く組み込まれたのか、まずこの点についてご説明をいただきたいと思います。

○川上財政課長 清水委員がおっしゃったように、規模的に言いますと、前年度と比べて1%程度の減というご提案をさせていただいているところです。4月に統一地方選挙、いわゆる知事選挙、県議会議員選挙がありますので、当初予算には、知事からも、代表質問、また提案理由のほうでご説明させていただいたように、清水委員お述べのように義務的な経費であったり、債務負担行為などはもちろん計上するとともに、行政サービスの遅延や停滞することがないように配慮をさせていただいたところです。あとは執行計画上、年度当初からどうしても取り組みをしなければいけないものについて今回計上させていただいて、それ以外の経費分については、選挙後の判断をとということになっております。規模が大きくなったのは、どちらかといいますと、債務負担行為が前年度からいただいた予算ということで、多く計上させていただいていることや、社会保障関係経費が伸びているということがありましたので、結果的にこのような予算を計上させていただいたということです。以上です。

○清水委員 ということは、少し端的に聞きます。新規事業でここに上がっている予算総額は幾らなのですか。

○川上財政課長 手元で計算をしておりませんので、また計算してご報告させていただきたいと思います。以上です。

○清水委員 休憩を求めないといけないとなると、それは少しぐあいが悪いよ。

では、ほかの質問をしている間に計算しておいてください。後で再度、この件についてはもう一度言わせていただきます。

では、ほかの質問をまずさせていただきます。

○安井委員長 川上財政課長、後でということですが、今すぐ計算できますか。

○川上財政課長 作業を今からしますので、答えられるかどうか、その時点でまたご報告させていただきたいと思います。

○安井委員長 それでは、それで。

○清水委員 では次の質問、東アジア地方政府会合についてお願いをしたいと思います。まず、東アジア地方政府会合の意義と、これまで開催された実績についてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○増田国際課長 東アジア地方政府会合は、日本、中国、韓国をはじめとするASEAN諸国7カ国の地方政府の代表者が、地域の実情や課題について情報交換して、共通する課題の解決に向けた議論を行うことによって、お互いに学び合い、相互理解を深めることを目的に開催しております。また、当会合は平城京の時代、東アジアとの豊かで友好的な交流によって形成された歴史や文化など、奈良が持つ国際性豊かなアイデンティティーを県内外に発信する場でもあります。グローバル化が進行する今日におきまして、県外にイニシアチブを発揮することによって、奈良県がその存在意義を示し、国内外における奈良のブランド力を向上させる絶好の機会となっております。このようなところに本県が中心となって当会合を実施する意義があると考えております。

実績についてですが、現在、日本、中国、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムの7カ国から72の地方政府が会員となっております。昨年11月には第9回目の会合を実施いたしました。毎年40前後の地方政府が参加し、アジアに共通するテーマについて活発な意見交換が行われ、参加者の皆様から好評をいただいております。今後も討議内容の充実に努め、より多くの参加者が得られるように工夫を重ねて、会合のより一層の充実、発展に向けて努力していきたいと考えています。以上です。

○清水委員 今お伺いをしましたところ、7カ国70ぐらいの地域というお話でしたけれども、これまで、ことしの予算も見まして約9,500万円がのっていると思います。過去9回されたうち、奈良県以外で開催されたのは何回あるのですか。

○増田国際課長 奈良県以外で開催された会合については、昨年度の第8回の地方政府会合を中国成都市において開催いたしました。以上です。

○清水委員 ということは、9回のうち8回は奈良県で開催をされている。諸外国の方が奈良県を訪れられる意味というのは、理解しますけれども、この地方政府会合として、奈良県だけが主催国として、主催県としてやらないといけないという、その意味はどこにあるのですか。

○増田国際課長 この地方政府会合の設置、開催の趣旨といいますのは、平城遷都1300年を機に、東アジアの諸国と一緒に1300年祭を開催しまして、そこで奈良が中国や韓国からの往年の歴史や文化の影響を受けている都市であるということから、奈良の地において国際的な友好交流を行う会合をしてはどうかということ、中国、韓国の地方政府から提起をいただき、奈良の地においてまずはスタートしたところです。以上です。

○清水委員 今伺ったところは、平城遷都1300年祭、シルクロード博も含めてだと思うのですが、毎年1億円近い金額を奈良県が負担をしないといけない、そのところもう少し考えていくべきではないのかと思いますけれども、参加していただいている地方政府並びに地方都市の方々が、今後においてぜひとも、例えば韓国で、あるいはインドネシアでという呼びかけや、組織づくりは今されているのですか、その点まず教えてください。

○増田国際課長 予算については、今回9,500万円余りの予算を要求させていただいております。ただ、開催経費については工夫を重ねながら一般競争入札方式も取り入れて、実際の決算ベースにおいては6,000万円弱ぐらいの経費でさせていただいております。運営経費についてもそういった節減、効率化を図りながら実施しているところです。

もう一つご質問のありました、ほかの地域での開催については、来年度は奈良で開催するという予算計上させていただいておりますが、中国成都市以外での開催については、会員とも協議を進めて、来年度はまだ手を挙げていただくところはありませんが、再来年度以降の開催については、意向を少し示していただいている地方政府もありますので、そういうところと協議、調整をしながら、また海外での開催についても検討していきたいと思っております。以上です。

○清水委員 実態をお伺いさせていただいたところ、同時通訳に係る費用がかなりかさんでいるということがあったと思います。今ちょうどコンベンションセンターの建設も行われているわけですから、今後において、例えばこれがもっともっと膨らんでいくのかというところもなのですが、ここで得られた知見であったり、成果をどのように捉えて、今後、今建設されているコンベンションセンターについてもどのように活用されるのかという視点も含めて、ご披露いただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○増田国際課長 地方政府会合の討議の成果についてですけれど、これまでいろいろなテーマについて話し合いました。青少年の人材育成という観点で話し合いました討議の結果を受けて、今、県立大学でやっていただいている東アジア・サマースクールを開催して、

青少年の人材育成に取り組んでいるところですし、ほかのテーマについてもその議論から他部局において事業化に至ったものもあります。お話のコンベンションセンターのあり方に、どう生かすのかについては、そういう部局とも協議などをし、私どものノウハウをぜひそういうところに生かす形で検討するよう伝えていきたいと思っております。以上です。

○清水委員 1年間で約1億円は相当な額ですので、きちんとした設定、目的意識がないと、県民に対して説明がつかないということにもなります。地方政府同士が交流することが悪いとは全然思いません。ただ、やはり奈良県ですと繰り返し繰り返しやることの意義が、どこにあるのか、これはすぐにでもやはり説明していただかないと困りますので、もっと整理していただきたいと思います。今後のこともありますので、また改めて機会があれば聞かせていただきたいと思います。ぜひとも、今つくってるコンベンションセンターもあることを理解した上で、今後のあり方も考えていかないと、予算をつけたが、中身はわかりませんでぐあいが悪いので、きちんと整理していただきたいと思います。

委員長、それでは、この件についてはこれで終わりますけれども、先ほどの件について、川上財政課長、出ましたか。

○川上財政課長 合計でいいますと、平成31年度当初予算の新規事業としては約26億5,400万円余りとなっております。主な内訳でいいますと、全国知事会で決められた被災者生活再建支援基金に県として支出をしないといけないのが約4億8,700万円余り、消費税率が10月から上がるということで、県としてそれに対する取り組みとして、もっと良くなる奈良県市町村応援補助金、インバウンドの宿泊キャンペーンで約3億円余り、今年度から森林環境譲与税が県に入ることとなりますので、それに伴う基金への積み立て、また、それに必要な支出ということで1億5,300万円余りという内容です。以上です。

○清水委員 5,000億円のうちの26億円なので、めちゃくちゃ大きい数とは思いませんけれども、これを見させていただいておりますと、本当にこれは新規事業なのに、ここに上げる必要があるのかというの、含まれているように思えます。例えば、「新規事業の内容」5ページの西和医療センターのあり方検討事業、これを当初に上げる必要があるのかどうかというのがよくわからないですし、その他のところを見ても、今おっしゃった被災者生活再建支援基金の積み立てなどについては、当然のことながら継続的にやっていかないといけないので、拠出金や基金は特段おかしいと思わないのです。しかし中身を見ていると、骨格予算という位置づけの中で、ひよっとすると6月に補正予算で計上していただいてもよかったのではないのかというの、含まれていますので、個々個別に聞いて

いくと時間が足りませんので、私としてはこの部分も含めて、何となく腑に落ちない当初予算の計上であると少し感じたので確認させていただきました。

わざわざ計上したのは、何か大きな意味があったのか。この見えないところもひっつけていくとあるのですけれど、選挙があることは、もう皆さんご存じのはずですし、言い方は悪いかもしれませんが、継続経費のように捉えられてしまいますので、今までやっていたことだから引き続きやってもいいのではないのか、こういう予算の積み方にも感じてしまいますので、何となく骨格という意味から外れた費目もあるのではないのかと申し上げて、このことについては理解しましたので、次に行かせていただきます。

次に、防災統括室にお伺いしたいのですが、今回災害避難の体制づくりについて、新たな取り組みである避難行動力向上事業が計上されております。まず、県民が災害時に適切に避難ができる体制づくりについて、今後どのように考えておられるのか、この点についてお伺いをさせていただきます。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 災害避難の体制づくりについてご質問をいただきました。昨年7月に7月豪雨が起こりました。これは全国で200人以上の方がお亡くなりになり、県でも1人の方が亡くなるなど、大きな災害でした。この災害の中で、特に被害が大きくなった要因として、やはり自分だけは大丈夫といった住民の思い込みや、緊迫感が伝わる行政の情報発信のあり方に課題があったのではないかと考えております。そのため来年度の予算で、県では新たに避難行動力向上事業として、実践的な住民避難訓練を実施する予定にしております。具体的には、モデル地区を選定して、訓練開始前に防災の専門家の意見も取り入れ、その地区内で発生が予測される災害や安全な避難経路の確認を行うなど、災害発生時に地域住民の避難行動に結びつける訓練を、市町村とともに実施したいと考えております。また、この避難訓練の検証結果は他の市町村にもフィードバックし、個別の避難計画の見直しにつながるようにしたいと考えております。

今後このような実践的な避難訓練に加えて、自助・共助の意識を醸成するための啓発活動を市町村と協働して粘り強く進めていきたいと考えております。以上です。

○清水委員 具体的に今回モデルケースとしてされる市町村はどこなのか、お教えいただきたいです。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 現時点では、来年度の総合防災訓練の実施を予定しております桜井市で、この事業についても同時に実施する予定をし

ております。以上です。

○清水委員 おっしゃったように、過去の災害の事例を見ていまして、正常化バイアス、自分だけが災害の被害者に遭わないという、この意識を変えるのは非常に難しいと思うのです。特に避難誘導をしてもなかなか動いていただけない、雨や台風であれば、事前に何ミリメートル降る、どこが浸水被害を受ける予想があるかということで、今ハザードマップも公表していただいて、なおかつ土砂災害のレッド、イエローの指定がほぼ終わると思っておりますので、問題は、自分たちの家がそういう危険な場所にあるかどうかという認識を個々個人でどれだけされるかというところが一番大きいと思います。そうされない限りは避難ルートを設定しても、個々個人がどういう動きをされるのかというと、本当にわからないのです。各市町村の防災担当の方も、1年に数回であったり、自主防災会の皆さんも毎月毎月いろいろな活動をされて、避難の重要性、事前の予防など、これはもう大変重要だと訴えていても、個々個人は避難をしていただけない、そこが非常に難しく、その意識をどう変えていくのかというのが至難のわざなのですが、これはもう細かく細かくずっと何度も何度も繰り返しやるしか方法がないと思います。

特に低地部を抱えている市町村、私の地元もそうですけれども、必ず雨が降ると、台風が来ると、個々個人の方もそうですし、消防団で経験をされた方、現役の消防団員の皆さんも事前に巡回活動されます。それで、ここは危ないから避難してくださいと言ってもなかなか動いていただけない、動くときにはひょっとするともう水が来ていて動けないという可能性もあるのです。ですので、今後のことも含めて、今、桜井市1カ所だけをモデルケースとしてされると伺いましたけれど、もう少しその内容を濃くして行って、今回得られた知見をぜひとも各市町村にフィードバックをしていただく、命を守ることの重要性をもっと広げて行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、以前にも聞きましたけれど、救急搬送時間の改善について、奈良県が直接かわっております主要病院について、消防救急課から、現状についてどうなのか、まずお願いしたいと思います。全国がどうか、全国の時間がどうか、そして奈良県の各エリアについて、どの程度の現場の滞在時間があるのか、この辺について確認をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○向井消防救急課長 救急搬送時間の改善等に関するご質問をいただきました。救急搬送の改善については、これまでe-MATCHの導入、活用、救急医療体制の充実などに取り組んできたところです。その結果、119番通報から病院に搬送するまでの平均搬送時

間が平成27年度で45分でしたけれども、平成30年度12月までで41.2分と、3.8分短縮をし、改善が進んでいるところです。しかし、全国の平均搬送時間は39.3分となっており、依然として奈良県は他府県に比べて長いということになっています。

医療圏別にどのような状況かというお問い合わせもありました。一部紹介をさせていただきますと、奈良地区で、平均搬送時間は、平成28年度で39.8分であったものが、平成30年度12月までで36.6分、東和地区、旧の桜井消防本部、それから宇陀、山辺の管内になりますけれども、平成28年度の平均搬送時間が48.5分、平成30年度12月末で45.8分です。西和地区は大和郡山市、生駒市と、当時の西和消防組合消防本部ですけれども、平均搬送時間が41.2分であったものが、平成30年度で40.7分となっています。中和地区は、平成28年度で42.2分であったものが39.9分、それから南和地区ですけれども、平成28年度で54.2分であったものが、平成30年度12月で53.3分となっています。ご紹介をさせていただきましたように、全体でいきますと、先ほど平成27年度で申しましたけれども、平成28年度で奈良県内の平均搬送時間が43.2分、これが平成30年度で41.2分という状況です。

特に現場滞在時間については、全国的にも奈良県は非常に長いと言われております。現在、特に命にかかわる重症以上の傷病者に対して、一刻も早く病院選定を行うということで、2回断られた場合は、3回目に原則として受け入れを行うという搬送困難事例の受入医療機関の選定、運用、調整等について、現在準備を進めているところです。以上です。

○清水委員 ご紹介いただきましたけれど、いずれにしても相当な時間がかかっていることは間違いのないわけです。奈良県の場合、道路事情もありますし、渋滞箇所も非常に多い、細い道路も多いという中で、救急の皆さんは現場で苦勞されていると思うのですけれども、私も経験がありますが、搬送を短縮するためには現場での滞在時間を、e-MATCHを使って病院を確定するまでの時間を短くするしか方法がないような気がするのですけれど、現場滞在時間については改善されているのでしょうか。

○向井消防救急課長 現場の滞在時間ですけれども、基本的には現場での照会時間がかかっているということになります。奈良県内の平均照会時間は平成28年度で7.8分、平成30年度12月末で6.8分、1分間短縮しております。以上です。

○清水委員 特に重症者については、ドクターカーも今は整備されているところもありますけれども、救急隊員が一刻も早く搬送先を決めることが大事だと思いますので、今後ともご努力をいただいて、それぞれの病院側の体制づくりが大切だと思いますので、この辺

についても研究していただいて、取り組み方よろしく願いしておきたいと思えます。

次に、現在、人口減少、それと高齢化に伴った地方の収入が減っていく状況にありますけれども、歳入全体として税源確保をどのように考えていくのかという観点から、一般的な話で結構ですので、ご答弁いただきたいと思えます。

○野村税務課長 清水委員からご質問のありました税務行政の視点から、課題への対処、考え方を申し上げたいと思えます。個人県民税は、県税収入全体の4割を占めております。その割合は全国で最も高くなっており、県の貴重な財源となっております。そうした状況で、おっしゃいましたように人口減少、少子高齢化は個人県民税に最も大きな影響が及ぶものと考えており、個人県民税の税収額ですけれども、国から地方へ税源移譲あった直後の平成20年度で528億円でした。それが既に、減少傾向に入っていると思えますけれども、平成29年度で476億円という税収規模になっております。こうしたことから、まず個人県民税を中心とした本県税収構造の脆弱性を克服して、将来に向けてより安定的に税収確保をするための取り組みが必要と考えております。

税制度面については、平成26年4月にご承知のとおり実施されました消費税率の引き上げ、それとあわせて、本年10月には税率が10%に引き上げられます。これは地方消費税も含まれております。本県の清算後の地方消費税収入は増収が見込まれるところです。本県としては、この地方消費税の清算基準の見直しを国に要望し、平成30年度税制改正により清算金の収入増につながったところです。そして、地方法人課税も偏在是正措置についても、東京一極集中ということですので、これも国に要望してきており、平成31年度税制改正において、特別法人事業譲与税が創設され、平成32年度から譲与されることになっており、今後の財政基盤の強化につながると見込んでおります。こうしたことから、将来的な地方税制のあり方は、応益課税の観点から、地域社会の会費としての性格を有します個人県民税の重要性を念頭に、所得、資産、消費のバランスがとれた税制度となるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

また、本県経済活性化の取り組みにより、税源涵養を進め、法人関係税収の拡大を図るとともに、給与収入や消費支出を向上させて、個人県民税や地方消費税の増収につなげたいと思っております。以上です。

○清水委員 厳しいというご答弁だと思います。まず税収確保のために、おっしゃった消費税は国の制度でもありますし、清算金については、荒井知事もご努力いただいてふえた部分はありますけれども、独自に課税をする、超過課税もそうですけれども、奈良県独自に

税金を求めるとするのは非常に難しいわけです。そうなってくると人口の減少に歯どめをかけるか、もしくは歳出を抑制するかということだと思います。一番手っ取り早いのは、やはり長期的な観点から歳出抑制をどうしたらいいのかを考えていくべきだと思うのですが、その点については、税務課長からの答弁は難しいですね。歳出の抑制について、今後の方針というのは、末光総務部長、どうでしょう。

○末光総務部長 清水委員がおっしゃるとおり、今後税金の増加はなかなか厳しいという見込みがある一方で、歳出は、ほうっておいても社会保障関係費がふえていくということでもありますので、歳出もなかなか自由にならないところがあるかと思います。したがって、おっしゃるとおり、歳出の抑制をきちんと厳しく精査して、財政規律をきちんと堅持していくことが大切だと思っております。

○清水委員 今、いろいろな箱物がつくられてきているのですが、当然物をつくれば維持をしないと行けませんので、イニシャルコストが経常的にずっとかかっていく、なおかつ人口が減っていきますので、減っていく人口1人当たりに対するイニシャルコストの負担率が上がっていく、これは当然のことなのです。今いろいろファシリティーをやっていただいて、資産の整理もやっていただいておりますけれども、新しくつくるものが、今後は長期的に見ると、県民の方に負担がのしかかってくるのは間違いないわけです。ですので、末光総務部長にご答弁いただきましたけれど、きちんとした財政規律を堅持した上で、ぜひとも今後、歳出の抑制についてもっと検討を加えていただいて、将来県民負担がふえないような努力を継続していただきたいと思いますので、それだけ要望しておきます。

最後に、マイナンバーカードの普及促進について、お伺いしたいと思います。今般、政府から発表されたマイナンバーカードは、いろいろな利用用途があるのではないかと、健康保険証にも使えるということで、国が誘導されているのですが、現状、奈良県のマイナンバーカードの普及率は高いところでも20%しかありません。平均で約14%ですので、今後の取り組みについて、まずお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○鎌仲情報システム課長 マイナンバーカードの普及促進について答弁をさせていただきます。清水委員お述べのように、総務省の取りまとめによると、マイナンバーの交付率ですが、全国平均で12.2%、それに対して、奈良県の交付率は14.4%で全国第4位という状況です。奈良県ではおおむね県民の7人に1人の方がマイナンバーカードを所有されている状況です。

県のマイナンバーカード促進の取り組みとして、現在、マイナンバーカードを使った住民票、印鑑証明書、課税証明書等のコンビニ交付の普及促進に努めているところです。これまでに奈良県内の18市町がコンビニ交付に参画したということで、奈良県人口の約90%の方は市役所に出向かなくても全国のコンビニに設置されましたコピー機にマイナンバーカードをかざして、手数料を入金するだけで、その場で住民票などを受け取ることができるようになっていました。また、国においては、マイナンバーカードを健康保険証として使えるような取り組みを準備されているところで、実施されますと、さらなるマイナンバーカードの普及促進が進むものと考えております。

今後、マイナンバーカードが利用できる環境、手続がふえて、県民の方々がマイナンバーカードを持ち歩く機会がふえることで、徐々に市町村の図書館カードや、住民の健康管理などでマイナンバーカードが使われ、利用が促進されていくものと考えています。県としては、マイナンバーカードを日常的に使っていただける環境を整備することが非常に大事と考えており、引き続きコンビニ交付の未対応の市町村に対し、普及促進に向けた働きかけを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○清水委員 今の流れを紹介していただきました。当然のことながら現状でもコンビニ交付に対する手数料関係が発生しますので、少し尻込みをされる市町村もあると思うのですが、奈良県内の中で、39市町村のうちコンビニ対応をしていない、制度を設けていない市町村の数はわかりますか。

○鎌仲情報システム課長 現在、39市町村のうちの18市町がコンビニ交付をしておりますので、残り21団体がコンビニ交付を対応していないということです。以上です。

○清水委員 わかりました。今後において活用範囲が広がれば、恐らく自然にふえていくと思うのですがけれども、電子化に対応するためには早目早目に基礎となるカード自身が普及しないと利便性は上がりませんので、その点について、もう少し市町村と手を組んでいただいて、普及対策に努めていただきたいと思います。

では、東アジア地方政府会合については、知事に総括審査で再度聞かせていただきますので、以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

○安井委員長 東アジア地方政府会合については、総括審査できちんと質問するという事です。ご答弁してください。

○藤野委員 一問一答方式で、3点についてお聞きいたします。

まず最初に、「平成31年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の104ページで

す。災害に対する取り組みということで、昨年の12月議会の代表質問でも、いわゆるため池被害、内水被害ということで、お聞きしました。西日本豪雨災害において、ため池の被害が8カ所あり、大和郡山市も1カ所、矢田地区の大池というため池の堤が崩れたということで、緊急工事に入っております。防災重点ため池にも指定されております。大和郡山市はかなりため池の数が多いということで、大和郡山市だけでも4カ所、重点ため池として指定されております。さらには、先ほど清水委員もおっしゃいましたようにハザードマップの作成、これも公表を促進してほしいという思いのもとで質問の中で申し上げさせていただきました。さらには、内水被害も大和川に流れていく支川等々の貯留施設の設置や、遊水池の整備も含めて、奈良県平成緊急内水対策事業で取り組みも進めておられますけれども、完璧になるように努めていきたいという知事答弁もありました。こういった災害被害に対する取り組みについて、先ほど清水委員もおっしゃいましたように、レッドゾーン、あるいはイエローゾーン等々もさまざまに指定をされながら、今後どのようにされるのか見守っているところです。こういった災害における取り組みについて、まず、先ほど申し上げました取り組みの今後の方向性というか、タイムスケジュールも含めてお尋ねしたい。よろしくお願いいたします。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 藤野委員お述べのように、7月豪雨で大変な被害が出たということで、あのようなたくさんの雨が奈良県に降ったときに、同じような災害が起きないように、人命を守るために、県として何をすべきかを考えなければいけないということで、私どもは現在、西日本豪雨における被害の実情を学んで、奈良県で災害に対する備えとして緊急防災大綱を策定しているところです。国によるワーキンググループでの検討状況や新聞記事なども検証したところ、先ほど清水委員のご質問にもお答えしましたが、被害が大きくなった要因として、自分だけは大丈夫といった住民の思い込みや、私ども行政の情報伝達手段のあり方が非常に課題であったと考えております。このように県で検証した結果について、「水害・土砂災害に備えた緊急防災対策案の検討」として、11月6日に行われた県・市町村長サミットで報告し、出席した市町村長にもご意見を伺い、それぞれ避難を呼びかける地域リーダーの設置や確実に伝わる情報発信のあり方など、対策について活発な議論をいただきました。そういう議論を踏まえて、市町村や県庁内各課のそれぞれの取り組みなどをまとめた緊急防災大綱案を作成しているところです。今後、市町村の意見も踏まえて、年度内を目途に取りまとめをして、来年度に奈良県地域防災計画に反映させる予定としております。以上です。

○藤野委員 緊急防災大綱の策定で、県土砂災害対策施設整備計画も含めて取り組みを進めていくということですが、季節的なこともありますけれども、温暖化の中で、大雨、ゲリラ豪雨、ゲリラ豪雨というかスコールに近いような雨です。これに襲われることも毎年覚悟していかなければならないと私自身は思っております。ことしの6月、7月、8月、9月と、この季節も大変心配です。計画の策定も含めて、ため池や内水の被害という、災害におけるさまざまな対策を緊急に考えていかなければならないと思いますので、計画と同時にしっかりと県と市町村が連携をしながら、何らかの対応、取り組みをぜひともお願いしたい。

県と市町村の連携ということも含めて、改めて荒井知事に総括審査で、その考え、取り組みをお聞きしたいと思います。

続いて、「平成31年度一般会計特別会計予算に関する説明書」の196ページ、企業立地推進についてです。これは県議会でも産業基盤強化推進特別委員会で、いろいろと議論をしておりますけれども、改めて工業系ゾーンにおける企業誘致や工業用地の確保策、現状の取り組みについてお聞かせください。

○箕輪企業立地推進課長 企業誘致の現状と、工業ゾーンの取り組み全般についてお答えします。企業立地ですが、これまでの企業立地の成果から申し上げます。企業立地件数については、平成19年から4年間で101件、平成23年から4年間で103件と、それぞれ目標の100件を達成し、8年間で204件を達成したところです。また、平成27年以降の4年間においても100件の企業立地と1,000人の雇用創出の目標を設定し、平成30年上期までに100件の企業立地を達成したところです。この期間の雇用の場の創出は1,567人を達成しています。

県内外の優良企業を誘致するために、これまでいろいろな企業とお話しさせていただき、声を聞かせていただいています。知事自身も、東京、大阪で開催した企業立地セミナーでの講演など、トップセールスを行っております。平成19年からこれまでの間で企業との相談件数は延べ6,926件を超えています。平成20年度から創設した補助制度をはじめ、いろいろな制度の強化充実を図りながら、企業立地が進む取り組みをさせていただいております。その中で、県では産業用地の慢性的な不足を解消するために、工業ゾーンのプロジェクトを平成26年度から庁内で検討チームも立ち上げながら、大和郡山市、天理市、磯城郡3町の5市町と協働して、京奈和自動車道及び西名阪自動車道周辺において、工業ゾーンを創出するプロジェクトを進めてきたところです。少し細かく申し上げますと、

工業団地の一般的な課題としては、用地買収にかかるリスクが上げられますが、おとし、平成29年9月に連携協定を締結した川西町においては、川西町自身が用地買収を行うという方針のもとで、その方針を明確にされており、具体的な立地企業からの引き合いも多いなどの進捗が見られます。現時点では企業立地を円滑に進めるために、県と町が連携して市街化区域編入などの都市計画手続を現在進めているところです。

また、去年の8月に連携協定を締結した田原本町についても、自治会の役員をはじめとして、地元の皆様の協力によって合意が得られているところです。現在は、当初想定した手法である一体的な市街化区域編入は立地企業の実体性など、幾つかの課題がありなかなか難しい状況です。現行のさまざまな制度を活用しながら、早期の企業立地に向けて取り組みを進めていくところです。大和郡山市、天理市、三宅町では、造成や分譲を一体的に担っていただくディベロッパー、いわゆる開発事業者をお願いしたいと思っておりましたが、そのディベロッパーが見つからないなど、取り組みを進めるに当たって複数の課題が明らかになってきたところです。そう言っても企業立地のポテンシャルはそれぞれ主要幹線道路沿い、ポテンシャルが高いエリアであるという認識はしております。今後の取り組みについては、いろいろな手法を検討して、できるところから1社でも多く企業立地を進めていきたいと考えているところです。以上です。

○藤野委員 現状の取り組みをお答えいただきました。先日、三重県亀山市の市議会議員の方といろいろと議論、話をしていたのですけれども、亀山市もちょうど名阪、東名阪、新名神、この交通の結節性の中で工業団地がある。あそこはシャープの亀山工場もあるのですけれども、さらに取り組みを行っている。各地域でそれぞれの結節性のよさを企業にPRをしながら企業誘致を進めていく。奈良県においても、釈迦に説法ですけれども、西名阪、それと京奈和自動車道の交差するところ、あるいはその周辺も含めてですけれども、天理市、大和郡山市、川西町、こういったさまざまな工業団地も含めて、さらに企業の誘致を進めていける可能性のあるゾーンであろうと思います。

しかしながら、先ほど箕輪企業立地推進課長もおっしゃられたように、課題も見え隠れしてきた、ディベロッパーが見つからない等々もあるということです。この最大の課題に対して、取り組みが非常に厳しいというのはどのようなものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○箕輪企業立地推進課長 お尋ねいただきましたディベロッパーの事業は、なかなか手を挙げていただけない、いわゆる不参画だという、さまざまな理由があると申し上げました。

市街化区域ではない農地へのアクションを、行っていますが、それについての開発のスケジュールがなかなか立たない、例えば用地取得はもちろんのこと、埋蔵文化財の発掘等々のためスケジュールが不透明、現在、ディベロッパーの企業においても、投資や金利負担等の負担が、ずっと持ち続けるのはリスクだということになっています。関連しますが、用地取得の価格、造成費、道路整備費などが、近年高騰していることもありますので、分譲価格への上乗せ等、懸念材料があります。ひいては買い手である立地企業が手を挙げていただけるのかということで、事業用地が塩漬けになるのではないかという懸念も考えているというところです。

事業を行うに当たっては、地権者の合意はもちろんのことですが、そのみならず、現在の企業活動、ディベロッパーの企業活動、リスクというのが異口同音で聞かせていただいております、それを複合的に全て同時に達成しなければならないので、現在そのような達成がなかなかできていない現状です。以上です。

○藤野委員 さまざまな課題があると思います。縦横の連携や情報の共有化を図りながら、さらに工業用地の確保、企業誘致に向けて進めていただきたいと思います。これも市町村との連携も大切だと思いますので、改めて荒井知事に企業誘致の確保策、工業用地の確保策、あるいは企業立地、そしてもう1点は、県内産業の活性化という観点から、県内の既存の企業の活性化も必要であろうと、このためには産官学の取り組みや、あるいは研究の体制の充実も必要だと思いますので、こういった意味におきましては、産業振興総合センターですか、こういった施設のさらなる充実も必要だと思いますので、それらも含めた総括質疑を行ってまいりたいと思っております。これも清水委員の質問であったように、今の個人県民税が減少している中で、さまざまな歳入の面も考えていかなければなりません。企業誘致、現有企業の活性化、雇用の促進という観点からも大いにこういった取り組みを進めていただきたい、このことを要望させていただきます。

最後に、農林部にお聞きしますが、一般質問、代表質問でも取り上げております奈良県中央卸売市場の再整備についてお聞きいたします。12月の県議会、あるいは今議会でも荒井知事の答弁がありました。この市場を拠点としてさまざまな地域の活性化につなげていくということです。昨年12月議会では、ホテルの誘致、アリーナの設置等々も視野に入れながら計画を進めていきたいという答弁もありました。ホテルについて、あの立地で果たして需要はあるのか疑問に思っている方もたくさんおられますけれども、調査も含めて、概要についてお聞きいたします。

○原マーケティング課長 市場の再整備にかかるホテルの需要についてのご質問をいただきました。ホテルの施設を必要に応じ誘致をしようということで、その可能性について、ご質問にありましたように調査をいたしました。市場及び近隣の昭和工業団地に商談で来訪される方に対して、その宿泊ニーズはどのようなものかということで、昨年末に聞いております。調査の対象としてお答えいただきましたのは1,040人で、そのうち大和郡山市にも来たけれども、大和郡山市以外に宿泊をされた方は804人で、約77%の方は市外に宿泊されております。また、統計としては、平成29年の奈良県宿泊統計調査があり、大和郡山市を含む奈良県北部のホテル39カ所の宿泊の稼働率が出ております。これを見ますと、年平均で74.4%の宿泊率で、一番稼働の高い11月ですと89%、約90%となっており、市場の再整備に当たり、ホテルは需要がある可能性が高いと思っております。

○藤野委員 もう1点は、周辺に昭和工業団地がありますので、工業団地に出張される方が、私もよく知っているのですけれども、筒井駅前、あるいは杉町にあるホテル等々で、かなり多くの方々が市外からお越しになって、そこへ泊まっておられるということもあります。今の答弁の中でおっしゃるように、そういたしますとやはり需要があるというか、稼働率も高くなるという予想のもとでホテルを誘致されるということであろうと思います。以前は、奈良県はホテルが少ないということで日帰り客が多い、それはなぜか、それはホテルが少ないからだという議論があったのですけれども、今ホテルが建ち出しますと、今度は逆にホテルが多いと、そのように言われますが、需要のあるところにホテルを建設するのは大歓迎と私は思っています。地元の一人としても、あそこにまだ需要があるということになるならば、ホテルの建設は結構なことではないかと、需要のないところに建てても仕方がないので、需要のあるところはいいのではないかと思っております。

もう1点はアリーナです。アリーナの建設等について、まだ計画までも行ってない、構想段階と聞いておりますけれども、考え方、規模も含めた思いはどういうものがあるか、お聞きをいたします。

○原マーケティング課長 再整備に伴って検討しているアリーナについてのご質問をいただきました。こちらについては、B to C、いわゆる市場のにぎわいづくりという部分について、まずは買う、食べる、学ぶということで、市場で取り扱っている食を含めて、そういうことが体験できるフードホールの整備を、メインで考えております。そこに来ていただく方々に対するコンテンツの提供という面からも、この多目的アリーナが重要になる

と考えているところです。例えば奈良公園等でやっておりますフードフェスティバルのような食をテーマとしたイベントを屋内でやるとか、またその他、音楽、芸術文化のイベントも催して、食とふれあっていただく、そのほかプロスポーツ、国体等、全国規模のスポーツ大会の観戦なども利用としては考えられるのではないかと想定しているところです。規模については、申しましたような中身が展開できるものを現在検討中で、具体的な規模はまだ決定はしておりませんが、充実したものにしたいと考えているところです。

○藤野委員 食べる、買う、学ぶと、フードコーナーは非常にわかるのですけれども、アリーナとのリンクというか、コンセプトをしっかりと持ちながら、当然地元としては歓迎ですけれども、県の事業として行うならばしっかりとコンセプトを立てながら、その規模も含めて、この計画に向けて取り組みを進めていただきたいと思います。

ここで、地元としての心配は交通渋滞等々です。建設されるならば、交通のあり方を考えていかなければならないのではないかと考えております。今議会でも質問にありましたように、いわゆる西名阪自動車道から直にダイレクトにアクセスをつないでいく、あるいは国道24号の迂回路も含めたさまざまなアクセスの整備等々も含めて考えていかなければならないことはたくさんあると思いますが、その辺の計画に向けての考え方についてお聞きいたします。

○原マーケティング課長 交通アクセスについての考え方のお尋ねをいただきました。先ほどからも出ておりましたように、市場の立地は京奈和自動車道、西名阪自動車道ということで、重要な交通結節点に近い立地だと認識しております。大阪や名古屋方面ということで、多くの集客が見込める場所だと思います。そういうことから、ご懸念のように周辺の道路の渋滞などもあるかと思いますが、それに当たっては、駅からの公共交通機関による歩行者導線も含めて、インフラ整備も必要になってくると考えております。地元の大和郡山市、そして県も含めた関係機関と十分に協議、連携して、そういった懸念が発生しないように努めてまいりたいと考えているところです。

○藤野委員 まだ構想の段階なので、これ以上は申し上げませんが、よりよい計画に向けて取り組みを進めていただきたいと思います、このことをお願い申し上げて質問を終わります。

○安井委員長 藤野委員、総括審査では、防災対策と企業立地推進・誘致、この2点ですね。

○藤野委員 はい。

○安井委員長 承知しました。

○**亀田委員** 通告していないので恐縮ですが、数点質問させていただきます。まず、農林部の関係で3～4点あるのですけれども、先ほど山本委員からワインの話が出ました。私もブドウでかぶってしまったのですけれども、私はワインではなくて、去年の台風21号で、ブドウや梨を栽培をしている方が被害を受けて、ハウスを建てかえるという方がいらっしゃるのですけれども、このハウスの建てかえ等について、県の助成金、あるいは県がサポートできるようなことは何かあったのか改めてお聞きしたいのが1点目です。

もう一つが、橿原市にある、なら担い手・農地サポートセンターが、例えば農業をされたい方に農地の情報提供をされていると思うのですけれども、畜産、養鶏場をしたいといった方に対しての、例えば、こういうところにこんな土地があるという情報提供などは、なら担い手・農地サポートセンターではやっていないのか、またやっていないのであればどこかでやっているのか教えていただきたいのが2点目です。

3点目は、林野庁などが推奨する地域林政アドバイザーという資格を取られた方がいるとお聞きしているのですけれども、奈良県内の市町村でこういった方を使っているところがあるのか、もしご存じであれば教えていただきたい。そしてどんな方が来られているのかもわかれば教えていただきたいというのが3点目です。

農林部には最後に、来年度から運用される森林環境譲与税のことで、私も何回もお聞きして大変恐縮ですけれど、森林環境譲与税を使って県ができること、あるいは市町村でできることというか、県がしようとしていること、あるいは市町村がしようとしていることを、もう一回改めてお聞きしたいということが4点目です。

後は、ほかの部局に2点ほどありますけれど、以上です。

○**服部担い手・農地マネジメント課長** まず最初に、台風21号に伴うパイプハウス等の被害についてです。昨年、12月補正予算を組ませていただき、被災者向けの経営体育成支援事業で、要望のパイプハウス等の修繕や撤去、あるいは再建に係る経費について予算措置をさせていただいたところです。

もう1点については、農地の情報ということですが、農家の方が借りたいということでしたら、橿原市にある、なら担い手・農地サポートセンターで農地の貸し借りに関する情報を持っておりますので、そちらのほうであっせんや貸し借りについての情報提供をさせていただくことは可能であると思っております。以上です。

○**阪口林業振興課長** 地域林政アドバイザーについてですけれども、市町村の森林・林業行政全般、または一部について知識、経験をもとにアドバイスを行うという制度です。具

体的な例を挙げますと、伐採や造林の指導、監督補助などを行う制度です。現在、奈良県内においてはまだ地域林政アドバイザーという方はいない、市町村のほうに配置が反映されていない状況です。近隣では、滋賀県甲賀市など、地域林政アドバイザーを雇用されて、森林整備にあてられているところもあります。来年度から森林経営管理法が施行されますので、それにあわせて、地域林政アドバイザーを雇用したいという市町村もあると聞いてはいますけれども、具体的なことは把握していません。以上です。

○大谷森林整備課長 来年度から譲与されます森林環境譲与税について、県ができること、しようとしていることについてのお尋ねです。

国の森林環境税については、森林の有する広域的な機能の維持、増進の重要性に鑑みまして、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及び促進に関する施策の財源に充てるために森林環境税を創設し、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して、平成31年度から譲与するものとなっております。この法律については、現在、国会で審議中の状況で、譲与税の用途について、平成31年度税制改正の大綱が平成30年12月に閣議決定されております。その中で書かれております市町村と県の用途の内容についてお答えさせていただきますと、市町村については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるということになっております。森林整備、林業関係に関する内容について幅広く使えるという内容となっております。

県に譲与される森林環境譲与税については、市町村が森林整備を実施する場合の支援等に関する費用に充てると規定されており、県としても、平成31年度から実施されますこの譲与税について、市町村の円滑な森林整備等が進むよう、森林情報の整備、提供及び助言指導などを行っていかうと考えております。以上です。

○亀田委員 最初のパイプハウスについて、予算措置をさせていただいているということですが、被害を受けた方の事情によっては、今年度中に、例えばハウスの建てかえがなかなか難しいといった方には年度をまたいでも補助できることになっているのでしょうか。細かいところなのですが、お伺いしたいです。

○服部担い手・農地マネジメント課長 ビニールハウスやパイプハウスの被災について、工事がいつきに集中するということで、亀田委員お述べの年度をまたがっても大丈夫なように繰り越し等の手続を進めているところです。

○亀田委員 それでは、個別に相談には乗っていただけるという認識でいいのでしょうか。

中身にもよるのでしょうかけれども、具体的な事例も相談を受けているので、平成30年度内にはなかなか難しいけれども、できるだけ再建してまたやりたいという要望なのですが、また個別にお伺いさせていただきたいと思います。

なら担い手・農地サポートセンターで、畜産をやりたいという方への情報提供などもしていただけるということで、とりあえずは相談に行けば何らかの答えが出る、相談に乗っていただけるという認識でいいのですね。わかりました。

ここに木の専門家の松尾副委員長がいらっしゃるので、私が質問するのは少しあれなのですけれども、地域林政アドバイザーは、奈良県ではまだ採用されていないということで、特に町村なのでしょうが、山を抱えているところが、林業振興を支えるに当たって、地域振興も同時にしなければいけないので、中には、言い方は悪いかもしれませんが、あまり質のよくないアドバイザーもいるという情報もあり、心配されている方もおられるので、人選などは特に気をつけていただきたいということをお願いしたいと思います。奈良県ではまだないけれども、活用を考えているところがあるのであれば、市町村とよく連携をしていただきたいと思います。

あと森林環境譲与税について、この予算書にも載っていましたが、市町村に対して研修会などは開かれる予定になっているのでしょうか。市町村はどんなふうに使ったらいのか、なかなか見えてこないと、実際にそう思っておられるところもあると聞いているのですけれども、森林環境譲与税についての市町村の使い道、用途について、県がこういうふうにしていきますといったことは、何か通知をするのか、担当部局が集まって何かあるのか、教えていただきたいと思います。

○阪口林業振興課長 森林環境税及び森林環境譲与税にかかわる法案が、今審議中ということで、先立って、森林経営管理法が去年の5月に成立しており、ことしの4月から施行されます。2つあわせて森林整備をしていくということで、従前から国の方にも来ていただいて説明会等々を実施しております。また、今申しましたように、4月から法も施行されるということで、4月早々に、また国の方にもお越しいただいた上で、森林環境譲与税の用途等についても説明会等を開く予定としております。以上です。

○亀田委員 いろいろと用途についての勉強会を通じて、市町村と連携とっていただけらと思います。

あと、森林環境譲与税の活用の中には入っていないのでしょうかけれども、常に思うのですが、県産材を使う、例えば住宅などの助成金も県がいつも準備をして、申し込みがかな

りあって、いつも途中で申し込みが締め切られていると聞いているのですけれども、予算の増額はなかなか難しいのですよね。教えていただきたいと思います。

○山中奈良の木ブランド課長 亀田委員お述べのとおり、非常に人気のある助成制度になっております。私どももこの部分をしっかりと伸ばしていきたいと思いますが、幅広くいろいろな形でPRも重ねていきたいと思っておりますので、これからもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○亀田委員 状況はいろいろとわかっているのですけれども、もう少し助成がふえれば、県産材を使って家を建てやすくなるのではないかと思うことも多々ありますので、川上財政課長もいらっしゃいますので、ぜひよろしくお願ひしたいと、ゼロが1個ふえたらと思うのです。なかなかそうはいかないだろうと思っているのですけれども、もらえるにこしたことはないのですが、できるだけ県産材を利用してもらおうと思うのであれば、もう少し何か工夫がいるといつも思いますので言っておきます。

次、もう2点あります。1つは、これも先ほどの清水委員や藤野委員からもありましたけれど、防災に関してのことです。3月5日、きのう、特に防災意識の高い樫原市今井町がまた大規模な防災訓練をされたのですけれども、年に1回、県の防災総合訓練をいつものぞきに行かせていただいています。そういった取り組みをしていただいているのはありがたいことなのですが、自主防災組織も県内ではかなり組織されていると、何かのときにも質問させていただいたのですけれども、実感としてはなかなか県民にまだまだ防災意識が浸透されていないのではないかと常に思っています。防災訓練も消防職員や消防団員の連携、災害が起きたときの対応について、いろいろな訓練を見せていただいて、すごく充実していると思っているのですけれども、県民皆さん方、一人ひとりが、何か大きな災害が起こったときにどこへ逃げたらいいのか、自分の地域の一番の避難所はどこなのかとかということの周知徹底をするのはなかなか難しいのですが、そのあたりの県民に対する取り組みが、そもそも市町村なのかもしれませんが、県として何か啓蒙などは、どんなことをやっているのか改めてお聞きしたいのです。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 先ほどから申し上げているように、やはり県民に防災に対する意識を持っていただくのが一番大事なことだと考えております。亀田委員が先ほど防災総合訓練のお話をされましたが、あくまで総合訓練は、大体関係者が集って、それぞれ訓練をされるということだったのですが、やはり実際に県民の方にも、それを機にいろいろと理解していただきたいという思いがあり、いろいろ県民

の方にも見ていただくということで、観覧者にも今実際に訓練で何をやっているかということがわかる解説、説明をしっかりとやりたいと思っています。訓練中、今どのような指示が出ているかということも、実際に県民の方に対して、臨場感ある、わかっただけの内容にしたいと思いますし、訓練全体が見渡せるような見学スペースのようなものもありますし、実際に、来ていただいた方がいろいろ体験したり、知識を得たりできる展示などの工夫も新たにしたいと思っております。

また、先ほど申しあげました避難行動力向上事業により、実際の避難に当たって、県民の方が内容をよく理解し、地域のことを理解していただいた上で避難訓練をしていただくなど、いろいろな形で県民の皆様の避難に対する意識の向上を目指したいと考えております。以上です。

○亀田委員 引き続き周知徹底、取り組みを、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、県内就業率を上げる取り組みについてお聞きします。県外就業率が奈良県は非常に高いということで、ずっと推移してきていると思うのですが、ベッドタウンで発展してきたということから考えると、どうしても県外にお勤めされて、奈良県に住んでいる方が多いのはわかるのです。できるだけ県内の企業にお勤めしていただくことを進めていく中で、当然働く場所がないといけませんので、企業誘致もどんどん進めていかないといけません。企業の数もふやすのも大事ですが、県内の企業にお勤めしていただく取り組み、特にもう春のシーズンですので、卒業を迎えられた大学生や高校生などに対する取り組みは何かあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○水谷雇用政策課長 県内就業率の向上、特に大学生に、いかに県内の企業に就職していただくかというお尋ねです。まず大学生については、県内の企業はB to Bの企業が多いものですから、県内の企業をいかに知っていただくかということから始まるかと思えます。合同説明会等なども開催させていただいておりますが、そのほかに県内企業150社を紹介した冊子、そういったものを活用しながら県内企業を知っていただくということが、まず先決と考えております。

あとは、県内に住みながら、大阪などに通学されている学生の方もたくさんおられますので、県外の大学へも出向いて、県内企業のPRに努めているところです。以上です。

○亀田委員 そこを聞きたかったのです。奈良県の高齢者を卒業し、県外の大学に通っている学生もたくさんいると思いますので、そこへ向けての取り組みについてもお聞きしたかったのですが、水谷雇用政策課長から答弁をいただきましたので、できれば、大

阪もそうですけれども、関東あたりの大学へ行かれた学生が、もうそこで就職してしまったということになって、奈良県で小中高と育ててきたのに、県外で就職されたというのも少し悲しい話なので、しっかりと地元に戻ってきてもらうという取り組み、県外の大学へ行ってる学生たちをしっかりと追っていくという、そういう情報もとりながらやっておられるのですか。

○水谷雇用政策課長 先ほど大阪と申しましたが、東京のほうの大学にも、どういう方が県内から進学されているか、個人個人はなかなかわかりにくいものがありますので、大学のキャリアセンターなどに訪問させていただいています。それから、県内には理工系の大学がありませんが、唯一、奈良先端科学技術大学院大学がありますので、そちらのほうを卒業される方向けに、企業に来ていただき、企業説明会などもやっております。以上です。

○亀田委員 できるだけ県外の大学へ行っている学生に帰ってきてもらうことが大切だと思いますけれども、いろいろと日々活動して回っていると、もう子どもも外へ就職してしまって、孫もどこかへ就職してしまって、年寄り2人で2階建ての一軒家に住んでいるのも寂しいので、どこかいいところはないだろうかという話もよく聞きます。帰ってきて、またそこで生活をする、そうしたら家が古くなったから建てかえようかという話もあるし、県外に出て勉強するのはしようがないことかもしれませんけれども、できるだけ奈良県に帰ってきて、奈良県内で生活して、奈良県内で就職していただくという、できればそういう好循環が生まれればと思っていますので、また引き続き取り組みを進めていただけたらと思います。以上で質問を終わります。

○安井委員長 審査の途中ですけれども、これで午前中の審査を終わりたいと思います。午後1時から再開したいと思います。しばらく休憩します。

11:44分 休憩

13:03分 再開

○安井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○清水委員 通告していて質問忘れがありました。2件あったのですが、重要なほう、1件だけに絞ってさせていただきたいと思います。

NAFICについてお尋ねしたいと思います。代表質問をさせていただきましたけれども、知事の答弁の内容からは、現状の把握が非常にしにくい、そういうふうに捉えさせていただきました。そのような中で、アグリマネジメント学科とフードクリエイティブ学科、それぞれ定員20名で募集をかけて、アグリマネジメント学科のほうは定員を充足してお

りますけれど、残念なことに、フードクリエイティブ学科については開校以来ずっと定員割れが続いております。まず、その状況についてお知らせいただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 NAFICフードクリエイティブ学科の学生の出願状況と入学状況についてです。平成31年度の入学者の状況ですけれども、フードクリエイティブ学科については、出願者が16名で、そのうち15名が現在入学予定者です。1名は1次募集において面接を辞退された方です。フードクリエイティブ学科の出願、入学状況についてはこういう状況です。

○清水委員 代表質問でも申し上げましたけれど、いろいろなマイナス点があるわけです。学校が駅から遠い、卒業しても調理師の免許がいただけない等々、なかなか募集をしても、有名校でもないですから、積極的に受けて自分の将来を委ねようという方が少ないのかと思います。端的に言えば、魅力がない、魅力があればいろいろなところから応募されるはずですし、今後、現状を踏まえてどのように募集定員を充足していくのか、まずその方向性についてご答弁いただきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 定員割れということですが、定員割れの原因については、NAFIC運営企画委員会のアドバイザー、専門家の方からですが、募集の時期が遅いのではないかという声もありましたので、来年度からは入試制度を見直し、これまでの8月末の募集を前倒しして、6月から募集を行う予定を考えております。あわせて、学生の県内イベントへの参加機会をふやすということや、子ども食堂などへの支援といった社会貢献を通じて、NAFICの活動を広く一般の方にも知っていただこうと周知を考えているところです。加えて、卒業後の海外研修などによる、さらなるスキルアップを考えているほか、開業や就業に向けたフォローアップも引き続き行っていきます。

○清水委員 学校の履修科目の内容についてお尋ねをしたいと思います。特にそのフードクリエイティブ学科に入られて、実習、座学、経営のことも含めて、いろいろな課程を2年間勉強するカリキュラムになっていますよね。このカリキュラム自身は単位制なのか。まずそれをお伺いしたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 フードクリエイティブ学科は単位制です。

○清水委員 単位制ということは、調理の勉強、座学、それから接遇関係、実際にはオーベルジュでの接客業、それらも単位の中で勉強として捉えられているということですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 単位の構成ですが、調理実習、経営マネジ

メント、マーケティング、もてなし、農業実習、オーベルジュ実習、それぞれに単位を付与する形になっております。

○清水委員 特に不思議に思うのが、オーベルジュの実習なのですけれども、実際にはオーベルジュ棟ではお客が入られて、当然のことながら収益があがっているわけです。この収益があがるところを、学生が無対価で勉強しているという状況になっているのか、その辺はどうなのですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 学生は対価を受けることにはなっておりません。

○清水委員 実際労働をさせて対価を受けないという、それが授業なのですか。その辺が理解できないのですけれども、普通であれば、我々もそうでしたけれども、学生時代、学校からどこそこの食堂にアルバイトに行く、当然対価は生じます。なおかつ、オーベルジュ棟は運営者がおり、その運営者には利益が生じているわけです。実習といえど、自分のところの実習を用いて学生をただで働かせているという状況にはなりませんか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 あくまで教育カリキュラムの中で、学生をオーベルジュ棟で、実地研修ですけれども、実習を行っておりますので、そのようにはなっておりません。

○清水委員 さっきも言いましたけれども、受託している事業者は収益を得るわけです。収益を得る事業者が勉強と称して無対価で生徒を使う、こういう構造になっているではないですか。それが単位制であるにしても、何単位になるのか、存じませんが、実習をそれぞれふやして行って、実習単位をふやして、労働力として使っている。そういうことにはならないのですか。教育法上で構わないという規定はあるのですか。

○安井委員長 古川農林部次長、いかがですか。

○古川農林部次長（農政・農村振興担当） 教育法上の話はわかりませんが、おっしゃっているのは、バイトみたいな感じで行くというお尋ねなのですから、このオーベルジュ棟は、もう少し高いところ、きちんとした接客が必要な、一流レストランで接客するという授業をお願いしています。

○清水委員 どう考えても、接客イコール授業というのはなかなか理解しがたいです。代表質問の中でも今後のことも含めて、当然委員会等が必要だということも申し上げました、経営委員会ですね。経営のことを見ても、当然のことながら、この中にも社長さんがいらっしゃいますけれども、ただで雇うなんて、そういうシステムを考える方はいらっしゃらない、ひょっとすると大きな落ち度ではないのか、そんな気がします。法制上の問題があるのか

ないのかというのは調べていただきたいです。労働法の中で、例えば学校のカリキュラムで働かせて、それに対しては対価を出さなくてもいいという規定があるというのは、私は信じられないのです。普通ではそういうことはあまりないと思います。

授業としていろいろなことをされる中で、当然調理実習や接客の実習もされていますよね。ただ、その接客実習をされる場合、実際の事業者、レストランに、もしも実習ですとお願いするのであれば、恐らく1単位であったり、年間の授業の中に組み込まれて、本当に少ない時間、それを他社にお願いするのが本来だと思います。ですので、実際に運営されている事業者が労働力として、雇用をせずは無償で働かせるところに問題点があるような気がします。整理していただいて、ご答弁いただきたいと思います。

○古川農林部次長（農政・農村振興担当） それでは整理して、答えさせていただきたいと思います。

○清水委員 なぜそれが必要なのか、今後において、もし続けるのであれば、法律上の問題点も全部クリアした上で、ぜひともお願いしたいと思いますので、強く要望させていただきます。なおかつ、その結果については、委員の皆さんに開示していただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。以上で終わります。

○岡委員 それでは、何点か質問をしたいと思います。まず最初に、2019年4月から5月は、今年度の天皇陛下の即位の関係で10連休になっています。例年とは少し違う長期にわたる連休が続くわけですけれども、その間、住民の危機管理という面から、行政としての対応など、考えておかなければならないことがあるとすればどのようなことがあるのでしょうか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 防災の面から、ゴールデンウィーク中の体制についてご説明をさせていただきます。県では、県民の生命、身体、財産に被害を及ぼす災害等が発生する、または発生するおそれがある場合に、災害や被害の規模に応じて、警戒配備、災害警戒本部を設置し、災害対応に当たることとしております。そのため平日の夜間、土日祝日においても宿日直を2名置き、年間を通して不測の事態に備えております。また、防災統括室、消防救急課、安全・安心まちづくり推進課の3課の職員を7つの班に分けて、所属長等を総括とした、それぞれのローテーションを組んで、原則1週間待機をするという形をとっており、夜間、休日であっても発災時に速やかに対応できるように日ごろから備えております。また、庁内の各部局や警察においても、例えば地震が発生した場合、その震度に応じて、あらかじめ指定された職員が参集して災害応

急対応を行うこととしております。また、この大型連休前には防災・危機管理庁内連絡会議を開催して、各部局に対して、連休中の防災体制に万全を期すように呼びかけもしております。

今般のゴールデンウィークは10連休と長期にわたりますことから、連休期間中、一部の職員の過度の負担とならないように、先ほど申し上げた各班の一班当たりの待機日数も短縮しながら、7班全体で対応を図るなどして、災害に対し万全に備えてまいりたいと考えております。以上です。

○岡委員 県民の皆さんの中には、そういうことを心配されている方も一部いるようですので、確認をさせていただきました。なお、きょうはここまでの話で結構ですけども、また角度の違った形での対策を、医療関係で少し心配なところがありますので、そのときにお聞きしたいと思っております。

次の質問です。本県において、私もこの議会で12年ほど仕事をさせてもらっているわけですけども、一貫して一つ取り組んできたテーマとしては、県が所有する低未利用資産という問題です。公社の持っている土地の問題から始まって、いわゆるファシリティマネジメントと言われるものですが、この間、県もプロジェクトチームを立ち上げたりしながら、精査しながら大分進めていただいたように思うのですが、現時点において、どんな状況か、要するにどれくらいの件数があって、どのような未利用資産があるのか、お尋ねしたいと思います。

○森本行政経営ファシリティマネジメント課長 今、県が所有している低未利用資産の現在の状況についての問い合わせです。直近5年間、大体同じような感じなのですが、大体100件程度、合計面積で50ヘクタールぐらいで推移しているところです。主な内容ですけども、前回の高等学校再編で使わなくなった高等学校や、県営住宅で老朽化のため廃止した上で、今、更地になっているところなどが中心です。以上です。

○岡委員 いろいろケース・バイ・ケースの状況もあると思いますし、なかなか処理するにも課題を抱えているものもあるのだらうと思いますが、今、大変税収の厳しい中で、県の資産がいたずらに放置されてる姿は、決して好ましい状況ではないと思いますので、今まで以上にしっかりと取り組んでもらいたいと思います。いつも言いますように、民間だったら絶対にこんなことはないです。50ヘクタールと、いろいろ種類があるのでしょうけれど、その中にはやはり資産価値の高いものもあるのではないかと思います。そういうものをやはり優先的に早く仕分けをして、売れるものは売る、利用するものは利用する。

そして計画、議論をして、担当課が持っているもので、自分がどうしてもだめな場合であれば、それはそれで早く情報を上に上げて、その処理をお願いするなど、迅速な対応をぜひお願いしたいと思います。これについては、金額に換算すると幾らぐらいかということも気になるのですが、路線価等で評価しても金額は出ませんか。念のために聞きます。

○森本行政経営ファシリティマネジメント課長 岡委員がおっしゃるように、確かに固定資産税の路線価等を活用して、固定資産は通常は7割ぐらいになっておりますので、それを割り戻して出すことは不可能ではないですが、それぞれの土地の形状や大きさにより、実際の評価額、時価は変わってきますので、現在のところ出していません。

○岡委員 多分知っていると思いますよね、言わないだけですと。言うともたいろいろと意見が出るかもしれませんが、私はそれは、きちんと公にして、これだけの資産が遊んでいるということを、まず実態を県民に知らせてもらった上で、しっかりそれを公開することによって、努力も汗のかき方も変わってくると思うのです。その認識をしっかりと持ってもらいたいと強く要望しておきたいと思います。これ以上は申し上げませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に農林部になりますけれども、先ほど清水委員からもる質問がありましたけれど、私もNAFICについてお尋ねしたいと思います。今回も予算の中で、なら食と農の魅力創造国際大学の運営事業費ということで、2億円余りの予算が組まれているわけですが、今後ともこういう形態でずっと推移するのかなど、この運営事業費の問題です。建設費はもう全部終わっているわけです。これから運営管理について、県が持ち出さなければならぬ金額の見通しはどのようになるのでしょうか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 現在、運営事業ですけれども、運営事業の中で2億1,000万円ほどの予算案を上げさせていただいております。委託料が一番多く、外部講師の業者委託や有名な外部講師を招聘している分の金額が結構多くなっております。あわせて、広告、PRに係る経費が多くなっております。一般的な庁舎管理の委託料、清掃委託や植栽、これはアグリマネジメント科も含めての運営委託ですけれども、今後については、当然学校経営という部分がありますので、経費削減等についても、専門家のアドバイザー等の意見を聞きながら経営改善という部分は検討していきたいと考えております。

○岡委員 当初この考え方が、知事から提案されたときに、非常に新鮮な感覚だと我々も聞かせてもらいました。奈良県の食・農の一つの切り口として興味ある取り組み方だとい

うことで、趣旨には我々は基本的に賛成して、予算もずっと認めてきたわけです。ただ、ここまで経過しましていろいろな課題も見えてきたように思うのです。そこで、まず第1点目、そもそも論で聞きたいのですけれども、なら食と農の魅力創造国際大学校と銘打っているわけでした、この大学というのは、どういう位置づけの学校になるのか、基本的なことですけれども、確認したいです。

○服部担い手・農地マネジメント課長 学校教育法に基づく学校ではありません。法に基づく専門学校というものでもありません。区分けでいきますと、その他の学校という位置づけです。

○岡委員 私も予想していて、やはりそうかという思いです。そもそも論で我々ももちろんそのことについて、もっと早い段階で議論しておけばよかったのですけれども、先ほどから話が出ていますように、例えば調理師免許が出ないなど、いろいろな話があります。そもそもこの学校をつくるときに、一体どういう生徒を育てて、どういうふうにして社会に送り出そうとされたのかということが、やはり明確でなかったから、学校の設置要件など、どういう学校にすべきかという議論が、十分されないまま動いてしまったという反省点があると思うのです。過ぎたことについては、私もさかのぼってどうこうは言いません。我々も責任がありますけれども、このままずるずる行っていいのかということを見ると、私はやはりいろいろな課題があるように思います。一つは、何と言っても卒業された生徒たちがどのように社会に出ていっておられるのかということが、次の生徒が来るか来ないかの分かれ目なのです。大学でもそうですけれども、その大学の卒業生がどんな企業に就職して、どうなったかということが学校の魅力になり新しい生徒が応募してくるわけですが、そういう意味において、今既に卒業された方が何名かいらっしゃいますけれども、改めてお聞きしますが、その方々の活躍ぶりを紹介してください。

○服部担い手・農地マネジメント課長 第1期生15名が卒業し、全員が希望の進路に進んでおります。うち9名ですけれども、今、県内の飲食業界で活躍をいただいているところですが、県外への就職をされた方ですけれども、例えば三つ星レストランや東京のほうの高級なレストランに就職をいただいております。以上です。

○岡委員 もう少し詳しく聞きます。県外か県内か知りませんが、オーベルジュを運営している会社に就職された方は何名いますか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 3名です。

○岡委員 これをどう見るかということも課題になってくると思うのです。先ほど清水委

員の意見にも、私も共通するのがあると思うのですけれども、今やっておられるオーベルジュの会社の手助けをしているのではないかと、結果として映る部分が疑われるのです。さっきの生徒の実習にしても、卒業生のその後のあり方を見ても、税金を使ってオーベルジュを、人材を育てているのではないかとと言われても仕方のない、一部そういう見え方があると思います。この辺については、しっかりと県としての考え方を持ってもらいたいし、何もオーベルジュを運営している会社がどうこうと言う気はありません。それはそれで、きちんと手続を踏んで、それだけの権利を有してあそこで商売をされているわけですから、それはそれでいいのですけれども、あくまでも学校側というのは、県が主導的、主体的にやるべきものと思うのです。あそこに来られている会社のアドバイスや助言も必要ということはおわかりますけれども、そのこととごっちゃに、まぜこぜにしてしまって、今言ったように、その企業のために何か利用されていると映るようなことがあってはいけないということが1点、ぜひこれから注意してもらいたいと思います。

それともう1点、これも根本的な話になって申しわけないですけれども、私も最初、オーベルジュができるときに、どんな料理ができるのだろうと、奈良の魅力ある野菜やお肉などを使って、さぞかしおいしい料理をたくさん食べさせてくれるのだろうと想像していたのですけれども、私は、そこで食事したのは2回だけです。1回は招待でした、オープニングのときの招待で、ただで行かせてもらいました。次は自腹で行きました。家族を連れて、1人9,000円の料理でした。夜でしたので、ワインを1杯いただいたら、1人1万5,000円ぐらい取られました。

(「いいワインですね」「高い」と呼ぶ者あり)

高いです。これはもう、二度と私の来るところではないと思って、それ以降行っておりません。その後、行った方、いろいろな方に感想を聞きました。そうしたら、確かに珍しくて、色合いもきれいな食事があって、こんなものができるのかという、そういうものは確かにあると、しかし、また行きたいと思うかと聞いたら、いや、もういいです、一回経験したらもう十分ですと、私と同じような感触の方が多かったです。私が問題だと思うのは、やはりオーベルジュをあそこにつくった目的は何だったのかと、確かに立派なシェフを育てて、奈良の食をさらににぎやかにして、そして観光客が来たときに、奈良の食がこんなに素晴らしいのですよということを伝えるためにやっているのだと思ってはいるのですけれども、実際、今聞きました方々の就職先で、どのような活躍されているのかということも気になるわけです。そもそも食事は和洋中いろいろあります。今のオーベルジュで

出している料理が日本の食を代表するとは、私は思わないのです。逆にあれば、どちらかというとフランス系の料理だと思います。あそこの会社はああいう料理で全国的に有名な会社ですから、それはそれでいいのですけれども、本来この奈良県の食と農を盛んにしていくための一つの方向性を持つ学校であるのだったら、この学校のあり方についてももう少し検討を加えていってもいいのではないかと。

そこで、知事はどうおっしゃるか知りませんが、私がぜひ提案したいのは、今、和食が大変世界から注目浴びているわけです。ユネスコ無形文化遺産にも登録されたという状況で、今、そういう方向です。奈良には、素晴らしい和食の材料がたくさんあるのだということも提案してほしいと思うわけです。確かにたくさんあります、お豆腐にしても、いろいろなものがあります。だから、この学校で今やっている内容を全て否定はしませんけれど、和食のコース的なものを将来的に捉えてみたら、案外生徒も来るかもわからない、その辺を一度提案したいと思えますけれども、考えとしてどう思いますか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 NAFICでは、調理実習の中で和食の授業も行ってありますが、岡委員がお述べのように、昨今の和食ブームを考えますと、素材を生かした和食の味といいますのは、インバウンドの誘致にも効果的なものであると考えております。和食実習の内容を充実していくことについては、今後検討していきたいと考えております。

(「もうちょっとはつきり教えてください」と呼ぶ者あり)

和食については、調理技法や調理技法の伝達に、伝統的なやり方があり、基礎的なことから一定の技術習得までには結構時間を要するものですので、NAFICの卒業生が直ちに、例えば高級料亭を開業するというに至るまでは、少し困難であると考えております。

○古川農林部次長（農政・農村振興担当） さっきの話も含めて補足ですけれども、岡委員、先ほど満足したけれども、もう一回来るかといったら来ないというのは、確かに数字にもあらわれています。時間がたつと、最初はすごく入っていたのですが、今はだんだん少なくなっておりますので、やはり地元の方が来られるようにメニューを開発したり、リピート率を上げる対策をしていきたいと考えています。

これは清水委員のときもあったのですが、調理師免許の話ですけれども、多分これは県民の皆さんが聞いていらっしゃるのです。ここでお伝えしておきたいのは、事実として調理師免許というのは実際お店を開くときには必要ありません。実際必要なのは食品衛生責

任者や防火管理者で、多分今お店をされている中で、調理師免許を持っている人はあまり多くないと思います。ただ、調理師免許を何に使うかといいますと、例えばフグさばいたりするときには、調理師免許を持っていることがフグをさばく資格になっていると、ただ、そういった資格が絶対必要ということもありませんので、資格が取りたい場合は、資格を受けるに当たって2年の実習がありますので、卒業して店に行って2年実習して、調理師免許を取りたいといったときには、まだ今は1学年しか卒業していませんけれども、そういったことをフォローアップする体制にしていきたいと思っております。以上です。

○岡委員 今の調理師のことは、私も聞こうと思ったのでよかったです、我々も少し勘違いがあったかもしれませんが、要は、私が言いたいことは、この和の食をやはりもっと出していくべきではないかと思えます。せっかくあの場所で、あれだけのお金も、毎年2億円かけて運営する学校ですので、わずか年間に10数名の卒業生ということですが、それも入学の生徒数が今じり貧傾向にあると聞いておりますので、このままでは本当に心配だと思うのです。ですから、できたものを今さら潰せとは言いませんけれども、運営、内容、活用を真剣に考えてもらいたいと思えます。その点だけは本当にくれぐれもお願ひしたいと思えます。

NAFICの件は、清水委員、この辺でいいですか。2人がかりでやっていますので。私はもうこの委員会で最後ですので、一つの遺言として申し上げますので、ぜひともお聞き届けを願ひたい。私はNAFICを別に否定はしていませんけれど、いい場所にあり、発想はいいと思うので、やはりお金と費用対効果の問題です。結局、県民が何であんなところにそんなに金を使うのかという批判が出てきたのでは、せっかくアイデアがもつたないと思うのです。それを生かすための、これからの知恵と工夫をぜひ凝らしてもらいたいと思えますのでお願ひしておきたいと思えます。

それから、次に、これも農林関係になりますけれども、最近マスコミでも報道されますように、食品ロスの問題が盛んに取り上げられるようになりました。この間、恵方巻きの廃棄物が非常に多いと大きく報道されていますけれども、私どもも公明党としてずっと食品ロスについては、以前から取り組んでまいったわけです。今回、本県においても初めて、金額はわずかですが、食品ロスのためのセミナーか何かをやっていただくと聞いておりますので、どういうことを考えているのかお知らせください。

○原マーケティング課長 食品ロスに関するご質問をいただきました。岡委員がおっしゃったように、食品ロスを削減していくことは非常に大切なことだと認識しております。こ

れまでは、県としては県民だより等で啓発をするということでしたが、今年度からはバスの車内広告という形で、奈良交通に協力をいただきPRさせていただいたり、県のアンテナショップであるJR奈良駅の奈良うまいものプラザや、県内の地の味土の香という、県と連携している農産物直売所などに啓発ポスターを掲載させていただく等しております。また、県職員に対しては、いろいろな宴会シーズンがありますので、そういったおりにメール等で食品ロスを削減する、食べ残しをしないというお願いをしているところです。

来年度、新しい食品ロス削減推進事業ということで、予算化をさせていただく予定ですが、これについては、まず1つは、予算で要らない取り組みとして、県民アンケートという仕組みがありますので、こちらを使って、県民が食品ロスの問題についてどの程度認識されているかを調査、把握したいと思っております。そうしたことによって、消費者や食品事業者、また市町村担当者が理解を深めていただけたらと思っております。また、そういった方々を対象に、食品ロスに対する知識の普及などに取り組む促進策として、先ほどおっしゃいましたフォーラムという形の研修会を開催したいと思っております。加えて、昨年度民間の有志の方によって、フードバンク奈良が設立されております。また、国や市町村でもそういった取り組みに参加されておりますので、さまざまな関係団体の方々と意見交換、情報交換しながら、食品ロスの削減に努めていきたいと思っております。

○岡委員 今までは、食品ロスについては、あまり耳にしなかったし、あまり意識もしていなかったと思うのですが、やはり基本は今答弁にもありましたけれども、県民の皆さん、我々一人ひとりの意識が一番大きいと思うのです。今までエネルギーの節約の問題でもそうでした、節電なども、しょっちゅういろいろな形で呼びかけることによって、だんだん定着しつつあります。今、特に学校などでも、子どもが家に帰って、電気がついているのを見たら、あれ消しなさいと親に言うらしいです。そういう子どももいるということで、子どものときからそういう意識を育てることが大事だと思います。ですから、この食品ロスの問題についても、教育現場でもぜひ取り組んでもらえるようにアピールしてもらいたいし、小さいときからのそういう研修というのですか、勉強させることがやはり生活習慣だと思っております。私も最近、家内とたまに買い物に行くときに必ず言うのです。何を言うかということ、冷蔵庫の中身を見てから買い物に行こうということで、家内よりも案外私のほうがよく覚えているので、あれはあるではないかとか言いながら、けんかをしながら買い物をしています。それぐらいチェックしておけば、結構無駄な買い物が減ると思うのです。やはりそういう日ごろの家族の会話であるとか、そういうことができる環境を醸

成していくというのか、そのための働きかけをぜひお願いしたい。

あとは、この食品ロスをどうやって把握するのかということが難しい面もありますけれども、研究してもらいたいと思います。いろいろなデータがあると思うのです。その中から食品ロスとして処分されている県内における量が、国で把握しているかどうか知りませんが、やはり他県がどうなのかなど、本県の食品ロスに対する取り組みの効果等も将来は検証できるようなシステムを研究してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。これはこれで結構です。

通告していないことで、気になるので確認ですけれども、今、豚コレラが関西のあちらこちらで言われていますけれども、本県における豚コレラについての現状と今後の対策等について、確認したいのですけれども、どなたかお答えいただけますか。

○桜木畜産課長 豚コレラについては、今のところ全国でいいますと、岐阜県で8例、愛知県で2例の10例の発生があります。ただ、関連農場まで入れると31農場で約4万7,000頭の豚が、今既に殺処分されております。県内に15戸の農家があり、約6,000頭の豚が飼われてます。奈良県においては、発生するたびに、大和郡山市筒井町と御所市にある家畜保健衛生所を中心に、その15戸に対して、異常の有無や飼養衛生管理基準、消毒など基準が決まっていますので、その徹底、あるいは異常があったときの早期通報を徹底していますし、養豚農家に対して、消毒薬を3度にわたって配付したり、特に畜産関係施設、と畜場等への出入りの激しい8戸の農家に対して、車両消毒用噴霧器や手指用消毒薬なども配付しております。また、愛知県、岐阜県での発生が、疫学調査によると野生イノシシからと言われており、県内でも野生イノシシの豚コレラの検査を、現在まで奈良市、桜井市、十津川村、御所市で1例ずつ、五條市で2例の検査を行っておりますが、いずれも陰性です。今後の対策としては、緊急野生イノシシ対策として、県で電気柵を購入して、養豚農家へ貸し付けて、イノシシとの接触を断つように進めているところです。以上です。

○岡委員 今のところ、本県においてはそういう例は出ていないということで安心いたしましたけれど、野生のイノシシが運んでくるとすれば、なかなか人間が気をつけても、彼らはそれはわかりませんので、県境に境界があるわけでもありませんので、事前に今やっていることをさらに徹底して、そういう心配のないようにぜひお願いしたいと思います。以上で終わります。

○井岡委員 それでは、まず農業共済について質問したいと思います。農業共済といいま

しても、JAの共済と関係のない、去年7つの農業共済組合が合併して、今1つになって、新しい奈良県農業共済組合が発足したわけですがけれども、ことしから制度が変わって、奈良県は災害がないので、今まで水稻、米にしても掛金のほとんどが、無事戻し金として返ってきてまして、私も通帳を見たら、先に掛金は引き落とされるけれども、無事戻し金に戻ってくるので、あまり金額にしたら、少ないということでしたけれど、ことしから任意加入となると聞いております。そして、この無事戻し金が平成33年度で廃止されることになっております。となると、水稻を作っている者は、米の生産量というのか、利益があがるものではありませんので、米の共済に掛ける人はかなり少なくなってくるのではないかと思います。その辺についてこの制度改正、国の法律で変わりましたがけれども、今後どういうふうに考えておられるのか、まず聞きたいと思います。

○大山農業経済課長 農業共済制度の制度改正についてのご質問です。農業共済制度は、農業は自然災害等に直接影響を受けるものですので、広域的な災害対策として、国の保険制度として農業共済制度を運用していたところですが、井岡委員お述べのように、先般の制度改正で大きく制度が変わりました。制度内容としては、一つは、制度改正と同時に収入保険制度の導入がありました。こちらのほうは、従前の農業共済制度では見ていなかった品目や、価格低下なども保障するという制度で、これは、そういった弱点と同時に農業の成長産業化を図るため、自由な経営判断に基づいて、経営の発展に取り組む農業経営者を育成するという目的のために導入されたもので、農業共済保険制度と選択制で導入されたものです。一方が強制加入、一方が任意加入というわけにはいきませんので、井岡委員お述べのように米、農産物共済についても任意加入ということになったものです。

農家としては、選択の幅が広がるということですがけれども、一方、無保険者がでてくると、災害に対する無保険者が出てくるといった問題があります。内容については、当然農家の方に周知させていただいて、正しく理解していただく、そして農業保険の制度の必要性についても理解していただいて、きちんと選択の上、選んでいただきたいと考えております。農業共済組合と私どもは、一緒に制度、保険の重要性について周知に努めているところですので。以上です。

○井岡委員 先ほど亀田委員が、これは違う制度ですがけれど、被災農業者向け経営体育成支援事業について質問されました。果樹施設の共済、果樹の共済のことを耳にしたことがありますけれども、昔は10件ぐらい集まらないと、共済を受けられないのだとか、それから税務申告、所得を明らかにしないといけないので、共済に入っていなかったというケ

ースが多いのです。それで自然災害があったときに、施設の共済は使えなかったというケースが多いと聞いております。今後はそっちのほうも、例えば、亀田委員が朝から言われた支援事業を受けて申請して支援を受けると、この事業完了後に園芸施設共済等への加入が必要となりますと、さっき聞きましたけれども、そのため、今まで無加入だったのに、今度園芸で国と県の補助をもらったら、後から共済に入らないといけないと、たしか書いています。そうであれば初めからきちんと入れればいいのだけれども、先ほどの収入保険にしても、ことしからですか、収入保険でも青色申告が前提となっているみたいで、農家の方が青色申告すると。ということは、規模が大きくなると、小規模では、奈良県ではほとんどこういう方がおられないのではないかと思いますけれど、その辺についてお伺いします。

○大山農業経済課長 保険制度加入の制限についてのご質問かと思えます。おっしゃるように、収入保険制度については、収入を補填する保険ですので、収入を把握する必要性から公のものとして青色申告の申告額で収入を算定する必要があるということで、そういう制限がかかっていると聞いております。

また、さきの農業共済制度についても、災害等による生産量の減、例えば台風や虫の害などで、生産量が落ちているということも補填するものですので、生産量というのは、そもそもどれぐらい見込めるのかという見込みが必要となってまいります。そのためには、保険の加入の際に必要な資料をいただくのが保険構築のためには必要になってまいりますので、そういったことを農家の方にはお願いしています。以上です。

○井岡委員 建前ではそうですけれども、実際に奈良県でこういう農家で青色申告をされる人が、果たしてそこまでの規模の方がおられるのかということです。ということは、この農業共済の保険にだんだん入らないようになるのではないですか。国の改正というのはやはり大規模な、20ヘクタール、30ヘクタール、40ヘクタール、それ以上など、大きいことを目的にしておられますので、果たしてこれは奈良県だけで農業共済が持つのかを一番心配しておりますけれども、初めは、通帳から引かれていきますけれども、だんだん無事戻し金がなくなって、なぜだとなったら、もう解約しようかと多分そうなると思います。災害が起きたときの一番大事な制度なので、朝からの国からもらえる施設の補助金が目当てだけでやっていたら、結局この農業共済にだんだん入らないようになるので、ぜひともこの農業共済に入るように考えないと、災害が起きたから、また国から補助金をくれるわ、県から補助金をくれるわ、市町村からくれるわという体制の農業であったら、こ

れからやはり続かないと、特に奈良県は零細農家が多いので、その辺についてはどう思っていますか。実際、どれぐらい減るといふ予測をしていますか。

○大山農業経済課長 井岡委員お述べの心配事について、農業共済の関係者とも意見交換をしています。井岡委員お述べのように、実態として、奈良県は幸い災害が少ないところであると、結果的に保険としてリターンはどうか、計算をしていくとどうかかというお話はどうしても出てしまうということです。そうはいつでも、農業生産を続けていく上で、あるいは奈良県の農業振興のためにも、これは進めていただきたいと理解を求める形でお話ししているものです。

○井岡委員 いくら言っても、それぐらいしか答えはないと思いますので、今後とも、何か災害が起きたときに、国、公共事業からお金をもらう時代はもう過ぎたと思いますので、やはり自分自身が保険を掛けて、きちんと守っていかないといけないと思いますので、その辺をもう少し説明しながらやっていただきたいと思います。

それからもう一つ、前回の予算審査特別委員会で、集落営農をしているところで、全部の農地を集落営農に預けると、そこは農家ではなくなる。この地域で家を建てる場合、ほとんどの人が農家住宅で建てています。その農家住宅は違法になるということについて、前に質問したことがあります。その後の経緯、どうなったのか、後でお答えください。

東アジアについて、先ほど出ていましたので、東アジアのことを聞きたいと思います。東アジアの変遷については、もともとは知事部局に全部予算があったわけで、そこからサマースクールが教育振興課から県立大学に行った、それからもう一つは、東京事務所のやっていることも県立大学に行った、それなら、今まで県の予算の中で我々も監視していたので、いろいろな今までの不祥事は言いませんけれども、少しややこしいと思うこともいろいろありましたけれど、その部分が向こうに行ってしまったら、後日、教育振興課に聞きますけれども、予算が移っていった理由がどう変わっていったのか説明いただきたい。

○増田国際課長 先ほど東アジア地方政府会合のお話のときに、その議論を契機に東アジア・サマースクール等が始まったというお話もしまして、今実際、県立大学で東アジア・サマースクールをされているのは承知しておりますが、県立大学で実際行うことになった理由については、承知しておりませんので、申しわけありません。

○井岡委員 詳しいことは、また地域振興部に聞かせていただきたいと思いますが、いろいろ本をつくって、いきなり送られてきたなど、過去にいろいろなことがあったので、私は多分それを向こうへ任せたような気がします。今までであれば、私は監査事項のこと

は、中身は言えませんが、結構東アジアのことはいろいろその中でも指摘をさせていただきましたが、やはり甘い部分があったので、今後ともその辺を、本体だけではなく、出ていったほうも一遍精査をしていきたいということで、今度はそちらのほうに質問させていただきます。もう答弁は結構です。何遍言っても無駄だから。

○安井委員長 農家住宅について。

○服部担い手・農地マネジメント課長 ご指摘いただいたのは、前回の決算審査特別委員会でのことだと思います。その後、農地の取り扱いについては、なら担い手・農地サポートセンターや農業委員会に、文書や会議において、取り扱いについて留意していただくように周知を図っているところです。

○井岡委員 それは前のときに、今後集落営農をされるときは、農家住宅の権利がなくなるから農家は違法になる、農家住宅の1反以上、1,000平方メートル以上を耕作していなかったら農家住宅というのは違法だから、それを国に言うなり、法整備を変えてもらうなど、そういう意見を全国から、やはり奈良県からあげていかなければいけないので、そういうことを言ったただけです。これからの人に農家住宅の権利がなくなるので、一反、1,000平方メートルだけ残しておきなさいという指導は、今からはできるけれども、今までの集落営農をしている人が違法状態になるから、というのは、農家でなくなってしまふいろいろな制約がかかってしまふ、奈良県は特に分家住宅などほかのものを建てたいから、何もできなくなってしまふし、中の改造まで何もできなくなってしまふので、すぐには無理だけれども、これは何回も重ねて言いますけれども、言っていきたいと思いますが、それについてどうするか教えてください。

○服部担い手・農地マネジメント課長 違法となってくる部分については、今後とも制度の改正に向けての整理をさせていただき、引き続き、例えば国への要望などについて取り組んでいきたいと思えます。

○井岡委員 違います。まだそれを国に言っていないのですか。言っておかないといけないと、せんど言っていました、これから言うのですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 こういう状況であるということは、国には伝えております。

○井岡委員 許認可を受ける場合は厳しいのに、自分たちが言われたらなかなか前を向いて進まない、これが体質ですね。あまりきついことは言いたくないですけども、今後とも頑張ってくださいというよりも、そうしてもらわないといけないので、また来年通させ

てもらったら、また予算審査特別委員会等と言わせてもらいます。以上で終わります。

○宮本委員 何点か質問させていただきます。まず、NAF I Cはシリーズになっていますので、私も気づいたことを何点か問い合わせたいと思います。なら食と農の魅力創造国際大学校ということで、鳴り物入りで整備され、私はずっと反対していました。一つは、コンセプトがやはり当初から曖昧だったと思うのです。知事とも予算審査特別委員会の総括審査でもやりとりしましたけれども、世界中から一流シェフの卵が集まるのだというニュアンスのことを言っておられて、だから国際大学校なのだと、もう一つは奈良の食材、食を世界に発信するということだったのです。そのコンセプトならば、今も国際と看板を掲げているわけですから、その国際というものが今どのように学校で具現化されているのか、外国から学びに来ている人が何人いるのか、また外国に就職した人、今は1学年しか卒業していませんから、そうはなっていないかと思うのですが、そのあたりはどうなっているかを検証できると思うのですが、その辺はいかがか、まずお伺いしておきたいと思います。

○服部担い手・農地マネジメント課長 宮本委員お述べのように、学校名としては国際ということとなっております。ただ、現状としては、国際的な何かがあったというものは今のところはありませんが、外国へ卒業生を留学させるという仕組みは設けております。それぐらいです。

○宮本委員 それぐらいという答弁で、国際留学を今後考えたいという話だったと思うのです。これは学校つくる前に、たしかニューヨークにありますカリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカという学校に、職員が研修に行かれたと思うのです。やはり物すごい意気込みで行かれたと思うのです。どういうものだったかというのを、もう一度振り返りたいと思うのですが、行かれた方もいらっしゃると思うので、誰か答えられる方がいらっしゃったら、元気よく手を挙げていただけたら。

○原マーケティング課長 当時、NAF I C立ち上げに携わりまして、C I Aですね、カリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカ、C I Aと、諜報機関みたいな名前なのですが、そちらへ研修視察に参りました。とにかく知事も言ったように、世界に誇れるような学校にするということで、C I Aは世界トップレベルの教育を施す3カ年の学校で、3,000人ぐらいの学生がいるのですが、実習を中心にやって、学内にもレストランがあり、そこでインターンシップ実習をやって、接客や調理を身につけ、すぐ社会に出たらシェフとして頑張れるみたいな形で取り組んでいるということで、それを学びに行かせて

いただきました。そういうことを踏まえて、それをNAFICのコンセプトに生かして、実習を中心とした学校にするという形に取り組んだところです。先ほどありましたオーベルジュについても、そういう意味で、学内にインターンシップができる高級レストランがあって、そこでプロのわざを実地に教えていただく仕組みにしようと、CIAを参考にしたところです。以上です。

○宮本委員 すごい規模の学校に、相当な費用をかけて研修に行ったのですが、実態はそういうものになっていなかったと現在言えるのではないかと思います。お金のかけ方としては、農業大学の移転も含めると、50億円近くだったと思います。NAFICそのものでいえば17億円だったかと思うのですが、最初はすごかったです、1人1台のキッチン備えたバンケットルームがあって、一流の指導が受けられるということだったのですが、今もそれはそうだと思うのですけれども、実態は、やはり今の奈良県の食と農の実情には残念ながらかみ合っていないのではないかと思います。

それで、次に聞きたいのが、卒業後の進路です。今、岡委員からの質問もあり、1期生15名のうち9名がレストランに就職で、そのうち委託をされている企業に3名ということだったのです。これはそういう指摘にもつながると私も思ったのですが、そことの関連でいいますと、今来られている校長先生はどなたで、どれぐらいの報酬を払っているのか確認しておきたいと思うのですが、お答えいただけますか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 校長ですけれども、株式会社ひらまつの顧問をされている平松会長です。報酬については調べさせていただきたいと。

○宮本委員 たしか年間800万円だったかと思うのですが、間違っていたらまた訂正していただいたらと思うのです。平松顧問が実際管理している会社が委託を受けて、そこに実習生も来て実習をして営業をすると、そして卒業生が就職をするということを見れば、学校の形をしたひらまつのための施設という批判も受けかねないと思いますので、その辺はいかがお感じですか。

○服部担い手・農地マネジメント課長 現状そうなっている状態ですけれども、その辺については、きちんと整理させていただきたいと考えております。

○山本農林部長 申しわけありません。卒業生の就職先の確保は非常に大切だと思います。県立高等学校でも五條市の賀名生分校の卒業生を、地元の農業者の方々が受け入れる、あるいは全国展開されておられる農業者の企業に行っていただける道があるということで、一気に賀名生分校の募集者がふえたということもあります。今、宮本委員がおっしゃいま

すように、疑問があるのではないかと、要は企業の人手不足を、県が救っているのかについて研究させていただきますが、決してそのような目的ではないということです。

○宮本委員 わかりました。では、整理をしていただきたらと思います。

次は、東京白金台の情報発信施設ときのもりについて伺いたいと思います。私も2017年の本会議でも取り上げまして、奈良県が1億1,000万円をかけて整備いたしました。借りている建物です。年間2,000万円の家賃を支払って、そして運営しているレストランからは売り上げの7%のお金が入ってくるという設定ですので、1年目は400万しか入ってこなかったと、すなわち1億1,000万円の投資をして、家賃2,000万円を払ったけれども、実入りは400万円しかなかったということで、1,600万円を毎年持ち出すのかという議論もいたしました。その1,600万円は宣伝代だと、情報発信の費用だという説明だったので、それが高いか安いかという議論になるのかと思ったのですが、その後売り上げが伸びているのかどうか、2年目はどれぐらいまでいったのか、お聞きしておきたいと思います。

○原マーケティング課長 ときのもりについてのご質問をいただきました。今年度4月からは、現在に至るまでの月平均では、目標に対して63%程度となっております。ただ、当初は50%ほどということでした。だんだんと向上していると思っております。以上です。

○宮本委員 50%から60%に伸びたということなのですが、実入りでいえば、数百万円にとどまっているということで、家賃として払っている2,000万円からすれば、到底黒字にはならないということなのです。これは、どういう委託契約になっているのか、建物は奈良県が借りてるわけです。入っているレストランについては、どういう運営委託の契約になっているかなど、契約の仕組みがよくわからないのですが、わかるように説明していただければと思います。

○原マーケティング課長 まず施設は県として借りております。その施設において、先ほどもありましたように、奈良の農や食をPRするというイメージ発信の拠点として、レストラン運営、物販を委託という形で委託契約をしております。委託料としてはゼロ円という形になっております。ただし、売り上げで運営していただくということですが、売り上げの7%を負担金という名目で県に入れていただくと、たまたまそれが7%ということで、目標の売り上げに達すれば、賃料の約半分に相当する、こういう形になっております。以上です。

○宮本委員 目標を達成しても1,000万円ということです。だから、1,000万円はどう頑張っても県が持ち出すという仕組みになっているということで、これが果たして妥当なのかという思いを強く持ちましたので、指摘をしておきたいと思います。

次に、先ほど雇用政策課とのやりとりで、県外流出の話があったかと思うのです。これもかねてから大きな関心を持っていまして、既に高等学校進学の間で、本県は12%から13%程度が県外の高等学校に進学をしているという実態があります。それから大学になりますと、これは正確な数字は持っていませんが、相当数が県外の大学に通学、あるいは下宿をするということになるかと思えます。県内に戻ってきてもらう、Iターン、Uターンの就労の仕組みというものでいえば、雇用政策課であろうかと思うのですが、学生に戻ってきてもらうということになりますと、これは恐らく県教育委員会、あるいは教育振興課と情報を共有して、具体的に効果的な政策を打つ必要があるかと思うのです。その点で県内就労を促すための情報の共有を、県教育委員会、あるいは教育振興課とどのぐらいなされているか、お伺いしておきたいと思えます。

○水谷雇用政策課長 県教育委員会、教育振興課との連携ということですが、高校生については、おおむね県内に就職してもらうに当たりましては、県教育委員会が担当しており、主には学校教育課になるのですけれども、常に連絡をとりながら事業を進めております。具体的には、例えば先ほど申しました中に、奈良工業高等専門学校の方に対して、雇用政策の部分では、先生が就職支援に当たられることが非常に多いですので、先生方にまず奈良県内の企業のすばらしいところを知っていただかなければいけないということで、奈良工業高等専門学校等では雇用政策課がやっておりますし、高等学校の方に対しては教育委員会でやっていただくというすみ分けもしております。あとは大学ですけれども、教育振興課については、特に大学を管轄しているというふうには存じておりませんので、大学については雇用政策課で担当をしております。以上です。

○宮本委員 私が何年前から提案しているのが、県外の大学に進学した学生であっても、奈良に帰ってきて就職する、あるいは奈良に定住して、大阪や京都に通勤をするという場合に、返還を免除するような奨学金を創設して、県内出身の優秀な人材を奈良に確保するという奨学金はいかがという提案をして、最初、知事も結構関心を示していたのです。これはやはり長野県あたりはやっていますけれども、最初は規模が小さくても、これはなかなかいいのではないかということになれば、どんどん大きく育っているようですので、所管は地域振興部になるかと思うのですが、ぜひ連携をしていただいて、奈良県に就職、帰って

きてもらう上で、定住してもらう上で非常に有効だということを研究してほしいと要望しておきたいと思います。

次に、県有財産の耐震化の問題についてお伺いしたいと思います。先日、県文化会館の耐震強度不足が、9年前から明らかになりながら、耐震工事がなされなかったということが報道されております。これによって、コンサートやイベントが次々と中止になったり、会場変更になったという状況になっております。県文化会館の耐震強度不足は、太田議員が本会議の代表質問でも取り上げましたが、これによって、公演中止や延期になったところが、大体何件ぐらいあるのか、わかっていれば明らかにしていただきたいと思います。

それから、9年前に耐震強度不足が明らかになりながら、耐震工事がなされなかった経過について、明らかにしていただきたいと思いますが、その2点、いかがでしょうか。

○森本行政経営ファシリティマネジメント課長 平成31年2月7日に、庁内で部局横断の耐震検討チームを設置しまして、その事務局をしておりますので、私から、宮本委員の質問にお答えしたいと思うのですが、県文化会館のことですので、基本的には文化振興課が所管しております。ですので、平成22年度以降の耐震診断の件や、今のキャンセル状況等につきましては、部局審査のときにお聞きいただければというふうに存じます。以上です。

○安井委員長 宮本委員、それでよろしいか。

○宮本委員 わかりました。それでは、また地域振興部のときに伺いたいと思います。

次に、県庁職員の働き方の問題等でお伺いしたいのですが、働きやすい環境を進める上で、まずは県庁が率先して、環境改善を進めることが大事だと思うのです。その上で、県庁職員の育児休暇の取得状況、それから女性の働きやすい職場づくりという点で、女性職員の管理職の登用状況についてお伺いしておきたいと思います。

○乾人事課長 県庁職員の働き方改革を進める上でということで、育児休業の取得率と女性管理職の登用率について、人事課からお答えさせていただきます。

あわせてご説明をさせていただきますけれども、平成28年3月に県では、奈良県女性職員の活躍の推進及び次世代育成支援対策に関する特定事業主行動計画を策定させていただきました。この中で、育児休業の取得率や女性管理職の割合を目標値として設定しています。

まず、育児休業の取得率ですけれども、目標については、平成32年度に女性で100%、男性で13%となるように目標を設定いたしました。直近の数字でご説明させても

らいますけれども、平成29年度における育児休業の取得率は、女性が100%、一方、男性は目標の13%に対して4.7%となっています。女性に比べて男性は、低い実績ですけれども、策定前の平成26年度に比べて2.8ポイントの上昇です。

一方、女性管理職の割合です。これも、先ほど申し上げた特定事業主行動計画で目標を設定をしています。平成33年の4月において、課長級以上で10%、課長補佐級以上で15%が女性となるよう目標を設定をしています。直近の数字で実績を申し上げますと、平成30年4月では、課長級で8.5%の実績です。目標設定の前年に比べますと6.8%から8.5%で、1.7ポイントの上昇、また、課長補佐級については、10.9%から12.4%で、1.5ポイントの上昇という状況です。以上です。

○宮本委員 育児休暇の取得が男性が13%の目標に対して4.7%ということで、非常に距離があると感じましたので、これはぜひ取得目標を目指して、働きかけを進めてほしいと思いました。

最後に、総括審査に回したいと思っている項目なのですが、NAFICについては、ぜひ知事に、何年か前にもやりとりはしているのですが、再度お伺いしておきたいと思えます。以上で終わります。

○小泉委員 簡単に1つだけ質問したいと思っております。大和郡山市を歩いておられますと、鳥獣の問題がやはり深刻になってきている感じなのです。いわゆる鳥獣対策をいろいろ取り組んでいただいておりますけれども、その中では、どういうふうになっているのかと。1つは、言われているのは、休耕田がだんだんふえてきますと、そこにいろいろな動植物が生まれて、タヌキなどが非常にふえてきたということがあったり、あるいは矢田の山系ですと、イノシシが数百頭になっているという話があったり、深刻な問題として周辺の農家の人たちは思っておられるのです。一体、現在、そういった問題がどのような傾向になっているのか、まずお聞かせ願いたいのです。

○安井委員長 鳥獣問題についてということですが。

○田中農業水産振興課長 農業における野生鳥獣の実態ということですが、平成29年度ですけれども、農作物の被害については、市町村からもらっているものを集計すると、230ヘクタールで約1億7,200万円の被害となっており、この被害の状況自体は減少傾向ですけれども、被害金額は高どまりした状況ということと、対策をとっているところは減少していると聞いているのですけれども、そこから対策をとっていないところに移っているという状況も見られ、そのように推移しているということです。以上です。

○小泉委員 よく熊の話が出てくるのですけれども、里山を整備しなければいけないということがあります。我々自身が生活をしているところと、動物が生活しているところを、はっきりしていかなければいけないということで、里山整備が一体どうなっているのかと思っているのですけれども。

○安井委員長 里山整備について。

○大谷森林整備課長 里山整備に関するご質問にお答えいたします。

県の森林環境税で、平成18年度から里山づくり整備推進事業を実施しております。こちらは、手入れのされない荒廃した里山を整備してもらおう団体等に市町村が補助するのに、県が森林環境税を市町村に補助しているものです。

現在、実施している市町村については、地域で育む里山づくり事業という事業で、平成31年度実施予定として、橿原市、桜井市、生駒市、平群町、上牧町の5市町村で8団体の実施に対して支援をしております。

もう一つ、里山づくりの事業の中で、獣害に強い里山づくり事業があります。こちらは、住居に近い里山から鳥獣が里山に入ってきて、農業被害を受けるのを阻止するというもので、住居と里山の間に分離帯を設けてもらう事業をしてもらうものです。そちらについても、平成31年度の実施として4市町村、天理市、葛城市、曾爾村、御杖村を予定しております。今、実施している状況については以上です。

○小泉委員 いずれにしても、全てのところで全ての対応をしていかなければ、多分だめだと思うのです。それはやっていたらいる市町村は、それなりに頑張っていると思うのですけれども、しかし、それだけでは不十分だと思うわけです。できるだけ他の市町村でも必ずやっていただくように、積極的に取り組んでいただきたいというのが1つです。

それから、もう一度確認したいのですけれども、とりわけイノシシやアライグマなどはふえているのですか、減っているのですか、数としてはどうなのですか。

○田中農業水産振興課長 鹿については、生息数調査を行っております。イノシシについては、集落の方々にアンケート調査を行っているところです。

今、捕獲頭数からいきますと、一概にふえていると言えるようなきちんとしたデータはないのですけれども、感覚的にはふえていると聞いているところです。

○小泉委員 その程度の答弁ですので、さらに数値も含めて、きちんとかんじていただき、それに対する対策をきっちりとしていただきますようによろしくお願いを申し上げます、質問を終わります。

○松尾副委員長 最後の質問となりましたけれど、この立場で質問をさせていただきますことをご理解いただきました委員の皆さんに、まずは感謝を申し上げたいと思います。また、きょうは午後5時までたくさん時間がありますので、時間もたくさん残していただいたことにも感謝を申し上げたいと思います。

通告してあることもしていないことも、また、私は経済労働委員会に入っておりますので、経済労働委員会で追求させていただいて、納得しない部分もあり、その続きもありますけれど、ご容赦願いたいと思います。

まず最初に、歳入についてです。予算書で雑入を見ていますと、本当に雑な扱いで雑入が計上されております。予算書上なのですが、項目が1から30で、30項目載っており、最後、31項目めに雑入で7億7,000万円、このようなくくりで載っております。2年前にうちの清水議員も指摘させていただいたと思うのですが、まだ雑な扱いのまま出ているのです。事前にこの雑入の内訳の一覧表をいただいたのですが、項目が182項目、たったというのか、こんなにあるというのかわかりませんが、金額的には1,000円から1億1,600万円。一番大きい1億円の分は、介護給付金の返還金ということでした。これを見ていましたら、金額的な縛りで出すのか出さないのかという基準が全くわからないので、教えていただきたいと思います。

○安井委員長 基準について。

○川上財政課長 歳入歳出の予算の関係ですけれど、まず、法令的にいいますと地方自治法など、法令で具体的に規定があり、どこの都道府県でもそれにのっとった形で区分を行っております。

松尾副委員長がおっしゃいました歳入の節については、地方自治法施行規則に規定があり、県税、地方消費税清算金等は、こういうふうにやりなさいと規定されているのですが、明記されているもの以外については、文言からいいますと、歳出予算の項の区分等に対応して、地方公共団体の長が定めた節の区分でいいと、やってくださいというふうにされております。

本県の場合、いわゆるザツザツ、款の諸収入、項が雑入、目が雑入で、松尾副委員長がおっしゃっている「節 雑入」というのを実際設けております。一番最後の雑入のもう一つ上の節が最後の区分になるのですが、これも、「目 雑入」の中でも、松尾副委員長がおっしゃったように30項目をあげています。具体的に言いますと、例えば文化会館、筒井寮などでは、先ほど言いました歳出の目の名称に対応した文化会館収入や、政府系の独立行

政法人の団体の名前を使用しているもののほか、これまで設けてきたものや、これまでの節を参考に設けたものでありまして、具体的に、松尾副委員長がおっしゃられているように基準があるということではないのですけれど、過去の前例などを踏襲しながら、整理をさせていただいて、雑入に入れさせていただいている状況です。ほかの区分に入らない部分については、雑入という取り扱いと地方自治法などで言われていますので、一旦そういう形で処理をさせていただいているところです。以上です。

○松尾副委員長 わかりました。地方自治法上も問題がないのは、わかっているのですけれど、もう12年前ですが、私が町議会議員のときには、吉野町の予算上では雑入は、一定の金額という基準をつくって出す出さないというのはあったと思うのですけれど、そこにまた説明項目を求めて、そういう事情ですので、必要であればというように書いてあったようにも思うのです。そんなことも一つの方法でしょうし、これを全部足してもわずか210項目ぐらいですので、出ていく審議も大事ですけど、入っていく審議も私は大事だと思っておりますので、悪いことがあって隠しているわけではないのですから、別添の資料でいただいてもいいと思うので、できれば改善していただけたらと思いますが、何かありますか。

○川上財政課長 松尾副委員長からご指摘、疑問などをいただいていますので、そういう意見も踏まえながら、どういう対応ができるか、いろいろやり方があると思いますので、いろいろ相談しながら対応したいと思います。以上です。

○松尾副委員長 それでは、質問に移りたいと思います。

まず、きょう本当に話題のNAFICについて、4人目の質問です。重なる部分もあるかと思しますので、皆さんの質問を聞かせていただいて、少し疑問に思うところを聞かせていただきたいと思います。重ねての答弁もいただいたら失礼だと思います、時間もありませんので……（発言する者あり）ありますね。

コンセプトなどは今まで説明あったのですけれど、清水委員の質問で、実習生の雇用の件をおっしゃっていましたが、オーベルジュは、昼と夜に営業されていると思うのですけれど、夜の営業にも実習研修、オーベルジュ研修はされているのかどうか、まず先に教えてください。

○服部担い手・農地マネジメント課長 オーベルジュ研修については、ディナーの部門でオーベルジュ実習を、特に2年生で実施しております。

○松尾副委員長 それでは、昼間は受講をされて、夜にオーベルジュの実践研修をしてい

るという認識ですが、物すごく1日の拘束時間が長い。これは本当に、今お話しさせてもらうのは、集まらない原因は、今回、各委員が指摘をしていただいていると思うので、全部改善項目だと思うのです。例えば、調理実習、料理の勉強は、フランス料理もイタリア料理も日本料理もするわけではないですか。ただ、オーベルジュの実践はフランス料理のオーベルジュの実践しかできないわけです。ですから本当に、これも改善する部分だろうと思うのです。

答弁を求めても、恐らく堂々めぐりだろうと思うし、課長、当時の方ではないと思いますから気の毒なのですけれど、本当に当初の目的が達成できない、コンセプトももちろん何かむちゃくちゃになっているのだろうと思っているので、本当にここで一旦立ちどまって、やめろというのは、私は、失敗すると思いましたが反対しましたが、やり出したことですから、やはり立ちどまるという作業も大変必要だと思いますので、今、各委員が問題を提起されたことは理由の一環にもありますので、5年間の契約をしたから、5年ごとに、ときのもりみたいに見直しますということではなく、毎年毎年、課題があったら見直して行っていただきたいと思います。広告費も県で出されていると思うのですけれど、学校経営とオーベルジュ経営、ホテル経営はもちろんそうなのですが、一体として指定管理に出しているわけですから、私はあそこの管理の経理を見させていただいたら、もうけてもらった方がいいのですけれど、2,000万円ぐらい利益が出ているのです。だから、もしよかったら、生徒も集める広告も、指定管理を受けられた業者は利益が出ているわけですから、もっともっと当初の目的を達成できるようにやっていただくよう指導をしていただきたいと思うのですけれど、ご所見だけ教えていただきたいと思います。

○古川農林部次長（農政・農村振興担当） いろいろなご提案、ありがとうございます。

まず、事実だけを言いますと、1日の拘束時間が長いというのは、ディナーは毎日やっているわけではなく、2年生が週に1度だったと思います。

あとは、フランス料理しかできないというのは、外部の先生を呼んでいますので、フランス料理が一番多いですけれども、日本料理、イタリア料理、中華料理と、いろいろな料理をやっています。フランス料理をやっているのは、全ての料理の基本になるということで、一応コンセプトのもと、フランス料理をやっていますけれども、日本料理など違う料理もやっているということをまず言わせていただきます。

広告等とこれからのことです。各委員から、毎年いろいろなことを、また、きょうもたくさんNAFICについて意見いただきましたので、また検討させていただいて、来年は

また定員を満たしていないのではないかなど、そういうことを言われないように、これから改めるところは改めて、さっきも言いましたけれども、実際に外部の先生から、そもそも募集が8月からだと遅い、6月からすべきなど、いろいろな意見をいただいておりますので、今何が悪いのか、例えば学校で実際に就職を担当している先生などに話を聞いて、改めるところは改めて検討してまいりたいと思っています。

○松尾副委員長 ぜひよろしく申し上げます。

あとは、NAFICに関してもう1点、要望ですけれど、私は夜に行ったことがありまして、高いとは聞いていたのですけれど、まさか9,000円の料理にワインを飲んだら1万5,000円とのことで、大変高いワインを売っていると思っていたのですけれど、山本委員がワインのお話しをしていましたので、奈良県のワインもぜひともそこで使っていただけたら、もう少し安価な金額で……。

(「アスカワイン、4,300円」と呼ぶ者あり)

そうしたら多分安いだらうと思いますから、ぜひそれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、本当に部局がばらばらになって申しわけないのですけれど、東アジアの件です。これも清水委員がお話しをさせていただいたと思うのですが、少し気になることがありましたので、1点は所見を、2点目は教えていただきたいのですが、地域振興部所管になるかもしれません。青少年の人材育成、外国人の子どもの育成を目的としていますとおっしゃったと思うのですけれど、どうして奈良県の役割で外国人の青少年の育成をしなければいけないのか。それでしたらお金を使うところ、こども食堂でもわずかなお金ですから、もう少し違う使い方があると思っているのですけれど、地域振興部所管かもしれませんが、もう少し詳しく事業の内容がわかっていたら教えていただきたい。

それと、今年度は奈良県で開催されますけれど、以前に奈良県以外で開催されたのは1回だけです。その前年に開催しようと思ったら、日中関係がよろしくないから、向こうから断られたという話で、渋々奈良県で開催したという、このような前例も記憶しているのですけれど、奈良県がすることによって、地方政府会合の参加都市の負担金がどのくらいあるのかと、負担していただいているのかどうかを教えていただきたいと思ひます。

○増田国際課長 まず、1点目の人材育成に関してですけれど、先ほどもご説明しましたとおり、東アジア地方政府会合では、いろいろな地方の課題についてテーマを決めて議論をしていただいております。1つに、地方のこれからの担う人材の育成をテーマに議論させ

ていただき、地方で人材を育てないといけないということがテーマになりました。それを受けて、東アジアの地方政府が一体となって、それぞれの地域を担う人材を育てていくというコンセプトで東アジア・サマースクールを奈良で開催するようになったという経緯があります。

東アジア・サマースクールを受講された方々は、例えば学校を卒業されてから、海外の地方政府の国際課みたいところで勤務している人もおり、また、実際に国際交流を担う人材となって活躍されている状況です。そういうことから、人材育成についてサマースクールをやらせていただいております。

あとのご質問の奈良県での開催については、松尾副委員長がおっしゃいましたとおり、第8回、昨年度に中国の成都で初めて海外開催したのですが、それ以前においても、中国の陝西省で開催するという話を進めていた時期もありますが、ちょうど日中関係の尖閣諸島の問題などにより、中国のほうでストップになったことで海外開催ができなかった事例もあります。

先ほども清水委員への答弁のときもお話ししましたとおり、来年度は海外で開催してもいいという意向が出ている地方政府はありませんが、将来やる意向を示してくれている地方政府もありますので、協議を進めて、海外開催に向けて調整していきたいと思っております。以上です。

(「負担金」と呼ぶ者あり)

奈良県で開催するときの負担金ですが、宿泊費や食費については、海外からの地方政府の方は、市長級の方と実務者の方、3人まで奈良県が負担しています。ただし、来ていただく旅費については、それぞれの地方政府が個別に負担しております。

日本の地方政府の方々については、日本ですので、宿泊費などは負担していただいております。それぞれの負担の考え方については、基本的には、そういうところでやらせてもらっております。

○松尾副委員長 確認ですが、負担しているのは旅費だけであって、滞在費用などの負担はないのですね。

○増田国際課長 予算で奈良県が経費として出させていただいておりますのが、運営に関する経費については、奈良県で開催するときは奈良県が負担しております。

例えば、会場の日航ホテル奈良の会場費、7カ国の地方政府が一堂に会して議論しますので、中国語、韓国語、英語と日本語の同時通訳の通訳費用、あとは、ベースとなる各地

方政府が取り組みをまとめたレポートを事前に出していただいております、そのレポートも母国語で出していただいたものを翻訳して、その資料を会議の場に提供させていただきます、それをベースに議論を進めていただく形ですので、そういった会議の運営経費については、奈良県で開催するときは奈良県負担でさせていただきます。

○松尾副委員長 もう少し短く言っていただいても結構なので。

そうしたら、去年は、成都市で開催されたので、奈良県の負担はなかったのですか。以前、一回だめになったときの政府会合ですけれど、あのときには、多分、予算化してあったと思うのです。中国で開催される分に関しての、奈良県の負担分と、私は説明を受けたと思うのですけれど、去年の分を教えてください。

○増田国際課長 昨年度の成都市で開催する予算については、基本的に、知事はじめ、参加者の旅費などの費用を計上しています。

もう一つ、昨年度に予算化させていただきましたのは、この東アジア地方政府会合の事務局は奈良県のため、成都市で開催する経費の負担は成都市ですけれど、全体の政府会合の報告書は奈良県でつくらせていただきました。その報告書の作成費を計上し、執行させていただいたのが、昨年度の東アジア政府会合関連の経費です。

○松尾副委員長 またサマースクールの件は、地域振興部にも言わせてもらおうと思えますけれど、本当にこの事業は、お金をかけてやっていますけれど、これに見合う効果がないと本当に思っておりますので、指摘させていただきたいと思えます。

次に、予算書の中で、広報宣伝費のアプリの予算が900万円ぐらい組んであると思うのですけれど、そのアプリというのは、多分ナラプラスだと思うのが、そのアプリのダウンロード数を教えていただきたいと思えます。

○毛利広報広聴課長 ただいまのスマホアプリ「ナラプラス」のダウンロード数のお伺いです。

平成31年1月末現在で1万380件のダウンロード数になっております。以上です。

○松尾副委員長 奈良県民は130何万人ですから、携帯電話を何台持っているのか、その数字は私は持っていませんけれど、この1万380件は多いのか少ないのかという判断はできませんけれど、非常に広告費をかけるよりも安く奈良県内の情報を発信できるサイトだと思っておりますので、ダウンロード数が、奈良県民で携帯電話を持っている人は全員しているというぐらいになっていただきたいですし、県庁職員はもちろんやっていますよね。ぜひここでも宣伝させていただきたいとも思いますし、やはり興味を持ってもらわ

なければいけませんから、投稿するサイトがないのです。

例えば、こんなイベントをしますと言っても、そこに載せるまでいかない小さいイベントもあるでしょうし、何か嫌な投稿もあつたらいけませんから、削除する機能をつくらなければいけないと思いますけれど、逆に投稿できる形もつくったほうが、より普及できると思いますので、今後、開発して検討していただきたいと思います。よろしく願います。

次に、行政経営・ファシリティマネジメント課に、吉野高等学校、私の本当に地元で今心配事なのですけれど、吉野高等学校の跡地についてお伺いしたいのですけれど、学校再編の荒波に流されまして、再編するようになったのですけれど、吉野高等学校が奈良南高等学校として生まれ変わる部分と、あくまでも教育委員会の発表ですけれど、フォレストアカデミーも一緒に併設することになっており、全体像はどうなっていくかというのは、行政経営・ファシリティマネジメント課が間に入って行くと聞いたので、今の進捗と、どういうイメージを持っているのか教えていただきたいと思います。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 現吉野高等学校の校舎の活用についてのご質問です。

松尾副委員長お述べのように、吉野高等学校については、昨年6月の県立高等学校適正化実施計画において、新たに、仮称ですけれども、奈良南高等学校ができて、その高等学校は現大淀高等学校の校舎と現吉野高等学校の校舎を使用することになっています。

校舎を使うに当たっては、今は山側に産業振興棟、川側に教室棟の2棟の校舎がありますので、幾らかの余剰が出ると聞いておりますけれども、今、教育委員会では、奈良南高等学校において、まず建築と土木の森林管理などを学ぶ総合学科が置かれて、その第2学年、第3学年と、新たに設置される専攻科の生徒が、現吉野高等学校の校舎を利用されると聞いております。松尾副委員長お述べのように、森林に関して、奈良県のフォレストアカデミーとも連携、接続することに計画上はなっておりますので、具体的にそこに入るかどうかというのは、まだ正式には決まっていないのですけれども、そういうことも念頭に置きながら、それ以外の利用も幅広に当課において、関係課とともに検討している最中です。以上です。

○松尾副委員長 フォレストアカデミーの件は、農林部で聞いても、いつ開校か、中身がどうか、どれくらい要るのかというのも検討中なのです。フォレストアカデミーの開校も平成34年か平成33年か、私は平成33年だったと記憶しているのですけれど、時期も

決まっていますし、高等学校の再編の時期も決まっているわけで、今年度においては吉野土木事務所を建てかえようと、基本設計の予算が500万円、今年度についていたのですが、私も吉野高等学校が余るのだったらもったいないのではないかという指摘もさせていただいて、未執行のまま500万円残っているのです。だから、耐震もできていないものですから、早くどうするか方向性を決めなければいけないわけでありますので、検討中、検討中とおっしゃらずに、早く調整をしていただけることをお願いしておきたいと思っております。これは吉野高等学校の将来像も踏まえて質問もしたいので、総括審査で知事に伺わせていただきたいと思います。

次に、経済労働委員会の続きなのですが、どうしても納得できないので、もう一度ここでお話をさせていただきたいと思っております。今年度、小規模製材ネットワーク化支援事業という事業があり、この事業の目的は、建築業者等のニーズに対応した木材製品の安定的、効率的な供給体制を構築しようという内容で、本当にこの体制を構築しないと、なかなか流通しにくいということで、2年ぐらい前からこういう計画をしようと、奈良の木ブランド課で県内の組合を回られて、逆に県側からやってくれる人はいませんかと探し回った事業なのですが、私は、今回これも交付金事業で、もし採択にならなかったらどうしますかというお話をしていたのです。その指摘をさせていただいた月曜日の経済労働委員会のインターネット中継をたまたま組合の方が見られていまして、きのう実は呼ばれて、本当になかなか誠意が感じられないし、採択できなかったら、ここまで組合の方々にも言っているのにどうするのというお話で、呼びつけられまして1日たっておりますので、少しお話もさせていただいたので、前向きな話があるのかと思いまして、もう一度聞かせていただきたいと思います。

○馬場農林部次長（林務担当） 松尾副委員長がお尋ねの、小規模製材ネットワーク化支援事業については、おっしゃるとおり、平成29年度から取り組んできているところですが、今、活用しようとしている国の林業成長産業総合対策交付金は、木材の消費量が年間1万立方メートル以上という採択基準があり、なかなか厳しい部分があります。

それで、国に対しては、この交付金の採択要件の緩和について、奈良県として政府要望の重要項目として上げさせてもらっているところですが、今言われたように、まだこれから採択があるのでありますが、厳しい部分があります。3月4日の経済労働委員会では、もしものときにはどうするのだという話がありましたので、採択されなかった場合については、採択されなかった問題点を再度洗い直して、熟度を上げて再提出する部分も

ありますし、また、事業の組み替えをするなど、その他財源の確保も含めて今後検討して、この事業としては消費者ニーズに対応した木材製品の安定的、効率的な供給体制を構築することは、林業木材産業の振興にとっては重要なことですので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○松尾副委員長 1日たって一歩進んだような気がしまして、たった1日で少しだけ心変わりしていただきましてありがとうございます。

まず、本当に交付金をとらなければいけないところが大前提だと思いますので、それに向けて鋭意努力をしていただきたいと思っておりますので、万が一のときにはどうぞ財政課もよろしくお願いいたします。

これも経済労働委員会で、首都圏の販路拡大に向けた事業が、農林部で大体どれぐらいあるのか、どうして首都圏ばかりなのかとお話をさせていただいたのですけれど、これに関して、山本農林部長、農林部だけの所管でしたら7事業あるので、一つにまとめたほうがいいのではないですかという話もさせていただいたので、山本農林部長も検討するというのをいただいているのですけれど、どうしてもこれも総括審査でお話をさせていただきたいと思っております。

そして、産業・雇用振興部で、企業立地の件ですけれど、きょうは各委員も企業立地に係る心配な課題について、たくさん質問をしていただいたのですが、大和高原地域産業集積検討事業というのが、毎年150万円ずつずつと出ているのです。委員会でも質問させていただいたのですけれど、毎年毎年、これも何年も続いている事業で、成果も聞いたのですけれど、なかなかこれに見合う成果はないだろうと。

委員会等の繰り返しになりますけれど、今この地域を調査するよりも、県が積極的に企業誘致を推進している御所や三宅など、今ゾーンまで指定してやっているわけで、ここも満タンになっていないわけですから、まずこれを一旦中断して、まずそちらに力を傾注するのが、県の役割だろうと思うのですけれど、先ほど、農林部は1日で少しだけ心変わりをさせていただいたので、もう一度ご所見をいただきたいと思っております。

○箕輪企業立地推進課長 松尾副委員長お尋ねの産業用地確保推進事業についてお答えします。

松尾副委員長お述べのとおり、最近の調査結果では、この地域での企業の進出意欲は乏しいというのが現状です。

その理由として、雇用の確保の懸念があるなどのご意見はいただいているところです。

平野部でも雇用の確保は、近年なかなか難しいのが昨今の情勢で、雇用の確保ができるかどうか立地場所を決定する要因となっているのが皆さんの声と感じているところです。

ただ、さまざまな事業者の声を聞いてみますと、昨今、BCP、いわゆる事業継続計画の観点などで内陸部へ向かっていること、京奈和自動車道等の整備が進んだことによって、さらに交通利便性が高くなってきたことから考えると、年々、立地環境は変化してきていると思います。

その中で、中京圏の企業からの相談などで、関西との間に拠点を設けたいという話も聞いたりします。現実には、平成30年上期までの直近3年で、現実には10社の立地もいただいている現状があります。新しく工場を設置したいと考えておられる声も聞いております。

実際、企業誘致を進めていくためには、さまざまな企業の立地ニーズの把握が必要だと思っています。今後、事業者に対していろいろな聞き方での調査があると思います。それについては、アンケートをするなど、実際に職員が歩いて直接聞くなどがあると思います。先ほど申し上げた理由で、大和高原地域のみならず県全体でポテンシャルがさらに上がっている部分があると思います。そのようなものも含めて立地ニーズの把握に努めて対応していきたいと考えております。以上です。

○松尾副委員長 10社立地されたとおっしゃっていますけれど、この調査をもとに、県にお伺いを立てて10社来たのですか。

○箕輪企業立地推進課長 この10社においては、民間で立地していただいているところです。県にお伺いを立ててというところは、立地相談、補助金の適用の相談など、いろいろな相談のあった事業者もおられますし、立地を決めてからお話が合った事業者もあります。以上です。

○松尾副委員長 そうしたら、その10社の成果みたいな、これが、やったから来たわけではないのでしょうか。これの調査の結果というのは、どこに載せているのですか。

○箕輪企業立地推進課長 この調査の結果については、アンケート調査及び実地でヒアリングしている調査が主ですので、特に公表はしておりません。

○松尾副委員長 そうしたら、もう本当に皆さんがお聞きのとおりですけれど、これをやったところで企業が来たわけでも何もないのです、ぜひ検討をよろしくお願いします。そして、やるのでしたら、きちんとやはりそういうものを提供するの、企業立地をしたいという企業に提供するだけの話でしょうから、ホームページに載せるなど、やはりお金をかけて調査するわけですから、成果が必要ではないですか。ぜひその辺もよろしくお願

します。うなずいてくれてありがとうございます。

次に、森林環境譲与税の使い方ですけれど、先ほど質問があったので、思いつきなのですが、できましたらと思うような意見を言わせていただきたいと思います。国で法案が通ったら、恐らく使い方に関してのガイドラインが出てくるものだと思いますけれど、譲与税ですから、ある一定自由に使える裁量も絶対あるのかと思いつながら、市町村もこれからガイドラインも見ながら使い道も決めていくとは思っています。

今、本当に奈良県がお得意な奈良モデルで、奈良県中、例えば私の住んでいる吉野郡でしたら、やはり吉野郡、全て大体、山に関する課題というのは一緒なのです。だから、例えば圏域でも設定して、譲与税を市町村から集めていただいて、一定の施策をやるようにしたら、譲与税は各市町村に回る分は、本当にまだ少ない額ですので、お金をかけるけれど、なかなか効果があらわれないという懸念もありますので、できたらそういう形で連携するような取り組みもしていただけたらと思いますが、所見があれば伺いたいと思います。

○馬場農林部次長（林務担当） いろいろご提案ありがとうございました。新しい取り組みですので、そういうところもいろいろ検討して、この森林環境譲与税が有効に使えるように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○松尾副委員長 もう本当に最後の質問です。海外販路拡大に向けた事業を今年度もやっていただけているのですが、過去5年間、ニューヨークの展示会で出展をしていただいていると思うのですが、今回からフランスに場所が変更になり、ジャポニスムで奈良の仏像を持っていくなど、いろいろしているから、恐らくフランスをとったのかと思うのです。多分そういう理由だと思うのですが、ニューヨークでの実績と効果、そしてフランスに変更する理由を教えてくださいたいと思います。

○前野産業振興総合センター所長 松尾副委員長がおっしゃったように、県においては、平成24年度から平成28年度までの5年間、ニューヨークで開催されます国際見本市、ニューヨーク・ナウと申しますけれども、こちらに奈良県単独ブースを出展して、延べ25社の販路開拓を支援させていただいたところです。

当事業ですけれども、企業に商談機会を提供することで成約を目指すとともに、商品に対するバイヤーの評価、また、現地消費者ニーズを把握して、商品のブラッシュアップにつなげることを目的として実施したところです。当見本市は、世界からの注目度が高く、大きな商談が期待できたことから、海外販路開拓の足がかりとして、初めて支援をさせていただいたところです。5年間の商談件数は、約700件、そのうち成約は200件以上

ったと報告を受けています。

当事業終了後も、出展した企業による代理店獲得、また米国内ホームセンター、セレクトショップとの契約成立など、県内企業が目立って海外への販路開拓に成功した事例が生じています。これらのことから、県としては、企業の取り組みが一定の成果を上げ、当事業の目的を達成することができたものと考えています。

そして、松尾副委員長がお述べいただきましたように、フランスですけれども、昨年フランスで開催された日本文化紹介イベントのジャポニスム2018で、この機会を通じて、奈良が注目される絶好のチャンスと考え、観光プロモーションとあわせて、酒、食品、雑貨の県産品プロモーションを実施させていただいたところです。ニューヨークで成果を上げられた海外販路開拓に意欲ある企業も、当プロモーションに参加いただいたところです。

この取り組みの実績として、雑貨の展示販売会では、448商品、そのとき約60万円を売り上げまして、酒、食品のPRイベントも開催し、こちらでは約50人の現地バイヤー、またシェフ等とつながることができたということです。米国と同様、フランスは、世界のトレンド発信の中心です。ポテンシャルの高い市場もあります。また、フランスで評価されると、ヨーロッパ諸国へ波及、浸透するという広い消費力、購買力があるところでもあります。このため、販路開拓に大きなチャンスがあると考え、平成31年度も継続して成果を上げられるよう取り組みたいと考えています。

これまでの県の支援の方法ですけれども、ニューヨークでは県のブースを出展して、出展企業に商談機会を提供するということを主目的とさせていただいていたところです。フランスでは、県がみずから商社の役割を果たしたいと考えており、バイヤーに対して幅広く県産品を売り込むとともに、商談の調整、動向など、企業によりそったきめ細やかなサポートに軸足を移しています。

さらに、事業を効果的に進めるために、昨年11月に開設したジェトロ奈良貿易情報センターの専門的なアドバイス、また、現地のマーケット情報などを最大限活用しながら、連携して取り組みを進めていくという考えです。以上です。

○松尾副委員長 詳細にありがとうございました。

フランスでは新たに形を変えて、今までのブースを借りて出展するのではなく、きめ細かなサポートをするということなので、新たな取り組みだと思っておりますので、本当に頑張っていたいただきたいと思っておりますけれども、やっとなニューヨークでここまでできたのに、撤退をするというのが非常に残念です。どうして2本立てでできなかったのかと思っておりますけれども、

このニューヨークは、本当に実績がありますけれど、まだまだマーケットが広いわけですから、実績の目標以上にマーケットはあるわけですから、やっと足がかりが5年でこれだけのものができたわけです。ニューヨークの市場は世界中からの市場ということもなっていますので、ぜひまたニューヨークでも出展する機会があれば、また検討していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

長々と先生方、皆さん、ありがとうございました。終わります。

○安井委員長 ほかに質疑等がなければ、これをもって歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部の審査を終わります。

明3月7日木曜日は、午前10時より福祉医療部、医療・介護保険局、医療政策局、子ども・女性局の審査を行います。

それでは、これで本日の会議を終わります。